

**【表紙】**

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年5月31日
【事業年度】	第24期（自平成29年3月1日至平成30年2月28日）
【会社名】	株式会社 I D O M
【英訳名】	IDOM Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 羽鳥 由宇介
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング
【電話番号】	(03)5208 - 5503
【事務連絡者氏名】	経理・財務・IRセクションリーダー 松本 雅之
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング
【電話番号】	(03)5208 - 5503
【事務連絡者氏名】	経理・財務・IRセクションリーダー 松本 雅之
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

##### (1) 連結経営指標等

回次		第20期	第21期	第22期	第23期	第24期
決算年月		平成26年2月	平成27年2月	平成28年2月	平成29年2月	平成30年2月
売上高	(百万円)	169,398	155,681	210,085	251,516	276,157
経常利益	(百万円)	7,201	5,345	6,835	4,160	5,797
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	4,360	3,286	4,111	2,247	3,578
包括利益	(百万円)	4,377	3,314	3,963	2,611	2,941
純資産額	(百万円)	32,846	34,629	38,245	39,581	41,494
総資産額	(百万円)	52,779	57,153	94,211	114,047	130,181
1株当たり純資産額	(円)	323.99	341.49	365.98	381.05	403.71
1株当たり当期純利益金額	(円)	43.01	32.42	40.55	22.17	35.29
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	(円)	43.00	32.41	-	22.16	-
自己資本比率	(%)	62.2	60.6	39.4	33.9	31.4
自己資本利益率	(%)	14.0	9.7	11.5	5.9	9.0
株価収益率	(倍)	18.2	28.9	28.1	33.0	20.2
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	10,061	56	4,121	4,632	6,989
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	3,734	8,540	17,686	8,262	5,315
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	5,981	1,721	17,858	18,092	8,731
現金及び現金同等物の期末残高	(百万円)	14,661	4,863	9,122	14,337	22,763
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(名)	2,024 (570)	2,477 (628)	3,519 (595)	3,964 (569)	3,824 (567)

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 平成25年5月1日を効力発生日として1株につき10株の株式分割を行いました。第20期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

3. 第22期の「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」は、潜在株式がないため記載しておりません。また、第24期の「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」は、希薄化効果を有している潜在株式がないため、記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第20期	第21期	第22期	第23期	第24期
決算年月	平成26年 2 月	平成27年 2 月	平成28年 2 月	平成29年 2 月	平成30年 2 月
売上高 (百万円)	168,036	153,171	179,367	198,434	215,777
経常利益 (百万円)	6,987	6,024	6,384	4,649	6,851
当期純利益 (百万円)	4,200	4,091	3,949	2,558	4,324
資本金 (百万円)	4,157	4,157	4,157	4,157	4,157
発行済株式総数 (株)	106,888,000	106,888,000	106,888,000	106,888,000	106,888,000
純資産額 (百万円)	31,430	33,962	36,390	37,839	41,198
総資産額 (百万円)	51,035	52,325	79,048	99,544	114,088
1株当たり純資産額 (円)	310.02	334.91	358.86	373.08	406.23
1株当たり配当額 (内 1株当たり中間配当額) (円)	13.00 (5.00)	15.00 (7.50)	12.50 (7.50)	12.00 (6.00)	7.00 (3.50)
1株当たり当期純利益金額 (円)	41.44	40.35	38.95	25.23	42.65
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	41.43	40.35	-	25.22	-
自己資本比率 (%)	61.6	64.9	46.0	38.0	36.1
自己資本利益率 (%)	14.1	12.5	11.2	6.9	10.9
株価収益率 (倍)	18.9	23.2	29.2	29.0	16.7
配当性向 (%)	31.4	37.2	32.0	47.6	16.4
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	2,018 (570)	2,298 (628)	2,705 (517)	3,169 (515)	3,039 (527)

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 平成25年 5 月 1 日を効力発生日として 1 株につき 10 株の株式分割を行いました。第20期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額を算定しております。

3. 第22期の「潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額」は、潜在株式がないため記載しておりません。また、第24期の「潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額」は、希薄化効果を有している潜在株式がないため、記載しておりません。

## 2【沿革】

当社（昭和47年4月設立、平成9年8月本店を東京都杉並区より東京都新宿区に移転し、平成9年11月商号を株式会社小崎建築設計事務所から株式会社ガリバーインターナショナルに変更）は、実質上の存続会社である株式会社ガリバーインターナショナルの株式の額面金額を変更するため、平成10年3月1日を合併期日として同社を吸収合併し、同社の資産・負債及び権利義務の一切を引き継ぎました。

合併前の当社は、休業状態にあり、法律上消滅した株式会社ガリバーインターナショナルが実質上の存続会社であるため、本書では別段の記載のない限り実質上の存続会社について記載しております。

なお、事業年度の期数は、実質上の存続会社である株式会社ガリバーインターナショナルの期数を継承し、平成10年3月1日より始まる事業年度を第5期としております。

年月	沿革
平成6年10月	株式会社ガリバーインターナショナル・コーポレーションを福島県郡山市富田町に中古車買い取り業を目的に設立。
平成8年2月	フランチャイズチェーン展開の拡大に伴い、千葉県浦安市に東京本社を開設し、フランチャイズ本部機能を移転する。
平成8年4月	商号を株式会社ガリバーインターナショナルに変更する。
平成8年9月	本店を千葉県浦安市の東京本社に移転する。これに伴い東京本社を廃止する。
平成9年9月	ドルフィネットシステムを試験的に導入開始。
平成10年2月	ドルフィネットシステムの本格的運営を開始する。
平成10年3月	株式の額面変更のため、形式上の存続会社である株式会社ガリバーインターナショナルと合併する。
平成10年12月	日本証券業協会に株式を登録。
平成12年3月	全額出資子会社、株式会社イー・インベストメントを設立。
平成12年4月	株式会社フジヤマトレーディングと共同出資（当社出資比率70%）で、株式会社ジー・トレーディングを設立。
平成12年5月	本店を東京都千代田区に移転。
平成12年12月	東京証券取引所市場第二部に上場。
平成13年7月	99.7%出資子会社、Gulliver Europe Ltd.を設立。
平成13年11月	査定価格算出業務において国際標準化機構「ISO9001」（2000年度版）取得。
平成14年12月	IR優良企業奨励賞受賞（日本インベスター・リレーションズ協議会）。
平成15年8月	東京証券取引所市場第一部に指定。
平成16年6月	キャリア・メッセ株式会社と共同出資（当社出資比率70%）で、株式会社ハコポーを設立。
平成16年10月	全額出資子会社、株式会社イー・インベストメントを株式会社ジー・ワンファイナンシャルサービスに名称変更。
平成16年11月	全額出資子会社、Gulliver USA, Inc.を設立。 子会社、株式会社ジー・トレーディングが日本証券業協会に株式を登録。
平成16年12月	子会社、株式会社ジー・トレーディングが株式会社ジャスダック証券取引所に株式を上場。
平成17年11月	自動査定システムに関する特許を取得（第3738160号）。
平成18年2月	本店を東京都千代田区（現在地）に移転。
平成18年11月	ポーター賞受賞。
平成19年7月	プロ野球オールスターゲームを冠協賛。
平成19年12月	買取・販売の収益の一部を寄付する社会貢献活動を開始。
平成20年3月	第2回ハイ・サービス日本300選受賞（サービス産業生産性協議会）。
平成21年12月	株式会社ジー・トレーディングを株式交換により完全子会社とする。
平成23年2月	子会社、株式会社ジー・ワンインシュアランスサービスの商号を株式会社ガリバーインシュアランスに変更。
平成23年8月	株式会社ハコポーを吸収合併。
平成24年11月	100%出資会社、株式会社モトレングローバルを設立。
平成25年11月	東京マイカー販売株式会社の全株式を取得し、完全子会社化。
平成26年6月	100%出資会社、Gulliver International New Zealand Co., Ltd.を設立。

年月	沿革
平成27年 1月	子会社、株式会社モーターレングローバルが株式会社Nakamitsu Motorsの株式と、その大株主である有限会社ナカミツインターナショナルの全株式を取得し、それぞれを完全子会社化。
平成27年 8月	子会社、株式会社Nakamitsu Motorsを株式会社モーターレングランツに名称変更。
平成27年 9月	100%出資会社、Gulliver Australia Holdings Pty Ltd.が、豪州にてマルチブランドの新車ディーラーを展開するBuick Holdings Pty Ltd.の株式67.0%を取得し、子会社化。
平成28年 7月	商号を株式会社IDOMに変更。
平成28年 8月	月額定額クルマ乗り換え放題サービス「NOREL」開始。
平成28年12月	100%出資会社、宜多夢湖北商貿有限公司を設立。
平成29年 6月	攻めのIT経営銘柄2017に選定（経済産業省・東京証券取引所）

### 3【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社（株式会社IDOM）及び子会社20社により構成されており、一般消費者への小売を中心とする中古車販売事業及びこれらの付帯事業を主たる業務としております。なお、中古車販売事業におきましては、新車販売も行っております。

当社グループの事業内容及び当社と関係会社の当該事業に係る位置付けは次のとおりであります。

なお、次の3部門は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

(1) 日本：

連結財務諸表提出会社（株式会社IDOM）は、中古車販売事業及びこれらの付帯事業を行っております。

㈱ガリバーインシュアランス（連結子会社）は、保険代理店事業を行っております。

東京マイカー販売㈱（連結子会社）は、中古車の売買を行っております。

㈱モーターレングローバル（連結子会社）及び㈱モーターレングランツ（連結子会社）は、BMW社製乗用車の販売及び整備、修理部品・アクセサリ販売を行っております。

(2) 豪州：

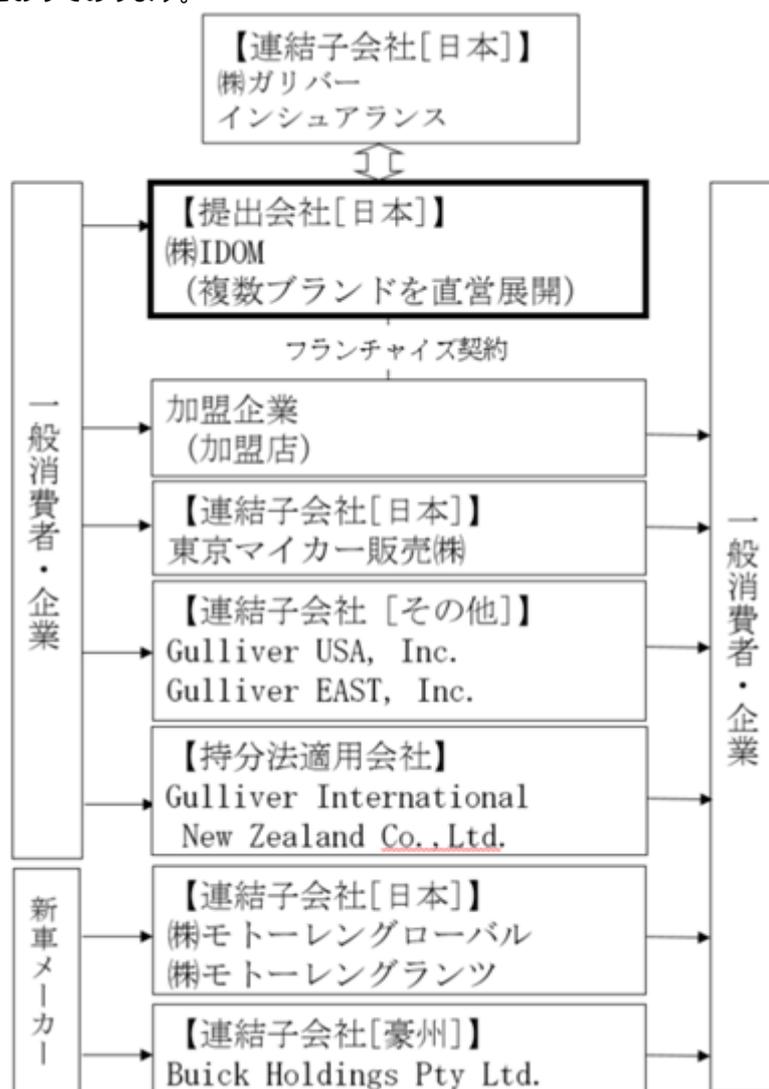
Gulliver Australia Holdings Pty Ltd.（連結子会社）は、事業会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理する業務を行っております。

Buick Holdings Pty Ltd.（連結子会社）は、西オーストラリアにおける新車・中古車の販売及び関連事業を行っております。

(3) その他：

Gulliver USA, Inc.（連結子会社）及びGulliver EAST, Inc.（連結子会社）は、米国国内における中古車の売買を行っております。

事業の系統図は次のとおりであります。



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有(被所有)割合		関係内容
				所有割合 (%)	被所有 割合 (%)	
(連結子会社)						
(株)ガリバーインシュアランス	東京都千代田区	10 百万円	保険代理店事業	100.00	-	役員の兼任 事務所の賃貸
Gulliver USA, Inc. (注) 1	米国カリフォルニア州	12,000 千米ドル	米国国内における中古車の売買	100.00	-	事業資金の貸付
Gulliver EAST, Inc.	米国ニューヨーク州	1,000 千米ドル	米国国内における中古車の売買	100.00	-	-
東京マイカー販売(株)	福島県郡山市	20 百万円	中古車の売買	100.00	-	事業資金の貸付
(株)モーターレングローバル	東京都千代田区	5 百万円	BMW社製乗用車の販売及び整備、修理部品・アクセサリ販売	100.00	-	役員の兼任 事業資金の貸付
(株)モーターレングランツ	千葉県市川市	50 百万円	BMW社製乗用車の販売及び整備、修理部品・アクセサリ販売	100.00	-	役員の兼任 事業資金の貸付
Gulliver Australia Holdings Pty Ltd. (注) 1	豪州ニューサウスウェールズ州	121,780 千豪ドル	事業会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理する業務	100.00	-	役員の兼任 事業資金の貸付
Buick Holdings Pty Ltd.	豪州西オーストラリア州	378 豪ドル	西オーストラリアにおける新車・中古車の販売及び関連事業	67.00	-	役員の兼任
その他4社						
(持分法適用関連会社) Gulliver International New Zealand Co., Ltd.	ニュージーランド オークランド	341 千NZドル	ニュージーランド国内における中古車の売買	100.00	-	役員の兼任 事業資金の貸付 車両の売買

(注) 1. 特定子会社であります。

- 株式会社ジー・ワンファイナンシャルサービスは、重要性が低下したことから、当連結会計年度末において連結の範囲から除外しており、損益計算書のみ連結しております。
- Buick Holdings Pty Ltd.の売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)は、連結売上高に占める割合が100分の10を超えていますが、セグメント情報における豪州の売上高(セグメント間の内部売上高または振替高を含む)に占める割合が100分の90を超えているため、主要な損益情報等の記載を省略しています。

## 5【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成30年2月28日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
日本	3,183 (539)
豪州	629 (27)
その他	12 (1)
合計	3,824 (567)

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。  
2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。  
3 従業員数が前連結会計年度末に比べ140名減少したのは、主として当連結会計年度において、中途採用の人数を抑制したことにより、株式会社IDOMの従業員が130名減少したことによるものです。

### (2) 提出会社の状況

平成30年2月28日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
3,039 (527)	31.8	4.8	4,362,967

セグメントの名称	従業員数(人)
日本	3,039 (527)

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。  
2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。  
3 平均年間給与は、賞与を含んでおります。  
4 従業員数が前事業年度に比べ130名減少したのは、主として中途採用の人数を抑制したことによるものであります。

### (3) 労働組合の状況

労働組合は、結成されておりませんが、労使関係は良好であります。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

#### (1)業績

当連結会計年度（平成29年3月1日～平成30年2月28日）における全直営店の小売台数は、125,151台と前期比31.3%増となりました。新規出店による効果、及び従来は買取を中心としていたガリバー店舗が小売を強化したことが寄与しました。

販売費及び一般管理費は、新規出店に伴う店舗運営費用等が増加しました。

平成29年3月15日付「シンジケートローン契約締結のお知らせ」にて発表のシンジケートローン締結に伴い、アレンジャーである金融機関に対しアレンジメントフィーを支払い、営業外費用の支払利息に計上しました。

豪州事業は、西オーストラリア地域における新車市場の低迷の影響、及び在庫の評価損を計上したことにより、減益となりました。

以上の結果、当連結会計年度の実績は、売上高276,157百万円（前期比9.8%増）、営業利益6,779百万円（前期比50.7%増）、経常利益5,797百万円（前期比39.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益3,578百万円（前期比59.2%増）となりました。

セグメント別の業績は以下のとおりです。

#### 日本

売上高229,485百万円（前期比9.6%増）、セグメント利益（営業利益）7,921百万円（前期比47.8%増）となりました。主に直営店での小売台数の増加に伴い増収増益となりました。

#### 豪州

売上高44,852百万円（前期比10.5%増）、セグメント損失（営業損失）767百万円（前期は462百万円の営業損失）となりました。西オーストラリア地域における新車市場が前年を下回り推移した他、在庫の評価損の計上により減益となりました。一方で売上高は第2四半期以降、四半期（3ヶ月）推移で前期比増加となりました。

#### (2)キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度の現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、前連結会計年度末に比べ8,426百万円増加（前期末比58.8%増）し、当連結会計年度末には22,763百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりです。

##### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は、6,989百万円となりました。

主な内訳は、税金等調整前当期純利益5,221百万円、減価償却費の増加による収入3,044百万円やたな卸資産の増加による支出3,525百万円があったこと等です。

##### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果支出した資金は、5,315百万円となりました。

これは主に、直営店の新規出店による有形固定資産取得による支出及び建設協力金等による支出によるものです。

##### （財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果得られた資金は、8,731百万円となりました。

これは主に、長期借入れによる収入12,000百万円、配当金支払いによる支出966百万円によるものです。

## 2【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)	前年同期比(%)
日本	229,485	109.6
豪州	44,852	110.5
その他	1,820	113.5
合計(百万円)	276,157	109.8

- (注) 1. 「その他」の区分には、米国の事業を含んでおります。  
2. セグメント間の取引については相殺消去しております。  
3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。  
4. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)		当連結会計年度 (自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)	
	金額(百万円)	割合(%)	金額(百万円)	割合(%)
株式会社 ユー・エス・エス	48,757	19.4	36,955	13.4

## 3【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループは、お客様のために「自動車流通革命」を起こすべく、「日本最大の店舗網」と「質の高い営業組織」を持ち合わせた日本最大の自動車販売インフラの完成に注力しております。

近年において当社は、従来の中古車の買取と卸売(中古車業者向け)を中心とするビジネスから、中古車の小売(一般消費者向け)を中心とするビジネスへ移行しました。今後、更に中古車小売台数を拡大させるべく、日本全国への新規出店、効率的な店舗運営の追求、人材教育の強化、小売付帯事業の強化、サービスの多様化、効率的なマーケティング活動などに継続して取り組んでいきます。

また、これらの取り組みを有効且つ効率的に実現させるために、新しいIT技術を取り入れたIT投資も積極的に行っていきます。

更には、将来的に世界最大の自動車販売インフラを構築することを志し、その足がかりとして複数国においてグローバル展開を開始しております。

## 4【事業等のリスク】

当社グループの事業展開その他に関するリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。

また、事業上のリスク要因として具体化する可能性は、必ずしも該当しない事項についても、投資判断、あるいは当社グループの事業活動を理解するうえで重要と考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から記載しております。

当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識したうえで、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ですが、本株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項目以外の記載内容も併せて、慎重に検討したうえで行われる必要があると考えております。

なお、以下の記載のうち将来に関する事項は、有価証券報告書提出日（平成30年5月31日）現在において当社グループが判断したものであり、不確実性を内在しているため、実際の結果と異なる可能性があります。

### 1 当社の事業の特徴及び中古車市場への依存について

当社は中古車流通を業としており、自社で仕入れた車両の大半を一般消費者へ小売しております。中古車の小売による販売収益を中心とした営業活動を展開しているため、同事業の売上高が全体の売上高に占める割合が高くなっております。したがって、当社の売上高は、中古車市場に依存しているため、消費環境の著しい悪化等により、同市場の規模が大きく縮小した場合には、当社の業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。なお、当社は、設立当初は加盟店での展開を中心に店舗展開を行ってまいりましたが、昨今においては直営店の比率が高まってきております。このため直営店からの収益への依存度が高くなっております。

### 2 車両売買における利益管理と消費環境について

当社にて買い取った車両を、一般消費者等へ販売する際に適正利潤を確保するためには、現車の状況及び市場価格に基づいて適正な買い取り価格の査定を行うこと、他社との価格競争の中で顧客が納得し、且つ店舗が適正利潤を確保できる価格で買い取り契約を締結することが必要になります。

### 3 店舗の賃貸物件への依存について

当社の店舗の大部分は、地主から賃借しており、出店にあたり敷金及び保証金、建設協力金を差し入れております。契約に際しては、相手先の信用状態を判断した上で出店の意思決定を致します。中でも、ロードサイド店については、賃貸借期間が15～20年と長期にわたるものが多く、敷金及び保証金は契約期間が満了時に返金、建設協力金は当社が支払う賃借料との相殺により回収されるため、倒産その他賃貸人の信用状態の悪化等の事由により、差し入れた保証金等の全部または一部が回収できなくなる可能性があります。なお、平成30年2月期末時点における敷金及び保証金、建設協力金残高11,185百万円であり、総資産の8.6%を占めております。

### 4 人材獲得及び教育について

当社グループは、今後とも顧客にとって付加価値、満足度の高いサービスを提供し続けることで、事業の拡大を図ってまいります。そのためには継続的に優秀な人材を確保してゆく必要があると考えております。しかしながら、今後人材獲得競争が激化することで、優秀な人材確保が将来的に難しくなる可能性があります。また優秀な人材確保のために要する採用コストは増加していくことが予想されます。

これに対し当社グループでは、綿密な人員計画の作成、人事制度の刷新等を図ることで、適切な採用コストの管理、魅力的な職場環境の実現に取り組んでおりますが、予想以上に人材獲得競争が激化し、期待する優秀な人材を獲得できない、あるいは採用コストが増加する可能性もあり、その場合、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

また、CS（顧客満足度）やブランド力の向上のためには、人材教育を更に強化していくことが必要です。既に、教育制度の充実など対応策の実践及び改善を継続的に行っておりますが、その過程に時間を要する状況になった場合、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

## 5 関係会社について

当社は、当社の収益拡大政策として経営資源を有効活用し、収益基盤の多様化を進めるため複数の関係会社を有しております。これらの関係会社は、今後の事業展開によっては投資額が膨らむ可能性があり、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。なお、今後も収益基盤の多様化によって収益拡大に努める方針です。しかしながら、経済環境の変化や予測できない費用の発生等の影響により、当社が計画したとおりに事業を展開し、期待した成果が得られる保証はなく、その結果、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、連結財務諸表において各関係会社の業績は反映されておりますが、関係会社各社の業績によっては、個別財務諸表において関係会社に対する債権の貸し倒れ及び関係会社株式の評価損が認識される可能性があります。

## 6 当社代表取締役羽鳥由宇介、代表取締役羽鳥貴夫及びその近親者の出資する会社との関係について

株式会社フォワードは、当社の法人主要株主であり、平成30年2月28日現在において当社の発行済株式総数の26.20%を保有しております。同社は、当社代表取締役社長羽鳥由宇介及び当社代表取締役社長羽鳥貴夫の財産保全会社という位置付けであります。

## 7 訴訟について

当社は、当連結会計年度末において業績に重要な影響を及ぼす訴訟等は提起されておりませんが、様々な事業活動を行っているなかで、訴訟、係争、その他の法律的手続きの対象となる可能性があります。将来、重要な訴訟等が提起されることにより、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

8 古物営業法による規制について

当社が行っている中古車両の買い取り及び売却事業は、「古物営業法」による規制を受けております。

監督官庁は営業所の所在地を管轄する都道府県の公安委員会であり、同法による規制の要旨は次の通りであります。

- a 事業を開始する場合には、所在地を管轄する都道府県の公安委員会の許可を要する。(同法第3条)
- b 営業所を離れて取引を行う時や、競り売り(オークション)を行うときには、古物商及びその代理人等の許可証又は行商従業証を携帯し、取引相手から提示を求められた時には掲示する義務がある。(同法第11条)
- c 古物の売買に際して、取引年月日、取引品目及び数量、古物の特徴、相手方の住所・職業・年齢等を帳簿等に記録することが義務づけられる。(同法第16条)
- d 警視總監、道府県警察本部長又は警察署長が盗品の発見のために被害品を通知する「品触れ」を発見した場合に、その古物を所持していた場合にはその旨を警察官に届け出る義務がある。(同法第19条)

9 個人情報の取り扱いについて

当社グループの事業展開において、お客様、加盟店オーナー、取引先などの個人情報を取り扱っております。

当社グループは個人情報の漏洩及び個人情報への不正なアクセスを重大なリスクと認識し、情報セキュリティ対策に最善の対策を図るとともに、「個人情報保護方針」を制定し、社内にも周知徹底しております。しかしながら、万が一、何らかの事情で顧客情報の漏洩・流出が発生した場合、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

10 事実と異なる風説が流布することについて

インターネット等を通じて当社グループに対する事実と異なる悪評・誹謗・中傷等の風説が流布された場合、当社グループへの信頼及び企業イメージが低下し、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

## 5【経営上の重要な契約等】

< 提出会社 >

フランチャイズ契約の要旨

当社は、中古車買い取り事業の全国規模での展開を図るため、個人又は法人の店舗運営希望者に対して「ガリバーフランチャイズ契約」を締結することでフランチャイズの付与を行っております。なお、契約の要旨は次のとおりであります。

内容	当社は、本契約の有効期間中、加盟店が所定の契約事項を履行することを条件として、一定の場所での店舗の設置を認める。また、当該場所において事業運営マニュアル、その他の当社の事業ノウハウ及び当社商標の使用によって「ガリバー契約店舗」として中古車の買い取りその他の取引をなす権利を付与する。 上記に付随して、当社は加盟店に対して業務に関する一定の指導援助を行う。	
契約期間	契約締結の日より効力を生じ、当該契約締結日以後満5年間その効力を有する。 ただし、延長条項が存在する。	
契約内容	加盟金	当該契約締結時に一定額の支払
	開店費用	
	保証金	当該契約締結時に一定額を預託
	ロイヤリティ	毎月一定額の支払

(注) 当社は、毎月一定額のロイヤリティの他に、加盟店が買い取った車両をオークション会場に出品する際の代行業務を行っており、当該業務に対する対価として、1台につき一定額のオークション代行手数料を収受しております。また、加盟店がドルフィネットシステムに登録した車両が落札された場合には、1台につき一定額の成約手数料を収受しております。

## 6【研究開発活動】

該当事項はありません。

## 7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

本項に記載した将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

### (1) 重要な会計方針及び見積もり

当社のグループの連結財務諸表は我が国において、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。連結財務諸表の作成にあたり、貸倒引当金、賞与引当金、商品保証引当金、その他の引当金の計上について見積もり計算を行っており、これらの見積もりについては過去の実績等を勘案して合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積もり特有の不確実性があるため、これらの見積もりと異なる場合があります。

### (2) 財政状態の分析

#### 流動資産

流動資産は、現金及び預金が増加（前期末比8,426百万円増）したこと及び商品が増加（前期末比3,146百万円増）したことなどにより、76,955百万円（前期末比20.7%増）となりました。

#### 固定資産

固定資産は、主に直営店の新規出店により、建物及び構築物が増加（前期末比1,524百万円増）したことや、関係会社株式が増加（前期末比1,903百万円増）したことなどにより、53,225百万円（前期末比5.9%増）となりました。

#### 流動負債

流動負債は、短期借入金が減少（前期末2,207百万円減）した一方、買掛金が増加（前期末比2,010百万円増）したことや未払法人税等が増加（前期末比1,350百万円増）したことなどにより、31,901百万円（前期末比8.2%増）となりました。

#### 固定負債

固定負債は、長期借入金が増加（前期末比11,905百万円増）したことなどにより、56,784百万円（前期末比26.2%増）となりました。

#### 純資産

当連結会計年度末の純資産の部合計は、利益剰余金が増加（前期末比2,552百万円増）したことなどにより、41,494百万円（前期末比4.8%増）となりました。

### (3) 経営成績の分析

経営成績の分析につきましては、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (1) 業績」に記載のとおりであります。

### (4) キャッシュ・フローの分析

キャッシュ・フローの分析につきましては、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当社グループ（当社及び連結子会社）は、当連結会計年度におきまして、直営店舗の新規出店等を中心にグループ全体で4,380百万円の設備投資を実施いたしました。セグメントごとの状況は以下のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度	前年同期比
日本	4,268百万円	64.3%
豪州	106	168.6
その他	5	97.5
計	4,380	65.3
消去又は全社	-	-
合計	4,380	65.3

#### 2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

##### (1) 提出会社

平成30年2月28日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内 容	帳簿価額（百万円）						従業員数 (名)
			建物及び 構築物	車両運搬 具	工具、器具 及び備品	土地 (面積㎡)	その他	合計	
中古車販売事業所 (全国488店舗)	日本	店舗	19,382	-	517	217 (3,503.76)	2,456	22,574	2,353
関東商品化センター (千葉県野田市)	日本	整備工場	385	-	28	-	0	414	24
本社及び事業本部 (東京都千代田区、 千葉県浦安市及び千 葉県千葉市)	日本	事務所	876	7	131	0 (1,543.00)	1,296	2,312	662

##### (2) 国内子会社

平成30年2月28日現在

会社名	事業所名 (主な所在地)	セグメントの 名称	設備の内 容	帳簿価額（百万円）						従業員数 (名)
				建物及び 構築物	車両運搬 具	工具、器具 及び備品	土地	その他	合計	
東京マイカー販 売(株)	中古車販売事 業所 (福島県郡山市)	日本	店舗及び 事務所	108	0	6	-	3	119	29
(株)モーターレ ンゴローバル	新車及び中古 車販売事業所 (北海道旭川市)	日本	店舗及び 事務所	3	0	2	-	0	6	9
(株)モーターレ ンゴランツ	新車及び中古 車販売事業所 (千葉県市川市)	日本	店舗及び 事務所	227	10	24	-	19	282	106

(3) 在外子会社

平成30年2月28日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内 容	帳簿価額 (百万円)						従業員数 (名)
				建物及び 構築物	車両運搬 具	工具、器具 及び備品	土地	その他	合計	
Gulliver USA, Inc.	中古車販売事 業所 (米国カリフォル ニア州)	その他	店舗及び 事務所	0	2	6	-	0	9	8
Gulliver EAST, Inc.	中古車販売事 業所 (米国ニューヨ ーク州)	その他	店舗及び 事務所	0	0	2	-	-	3	4
Buick Holdings Pty Ltd.	新車及び中古 車販売事業所 (豪州西オース トラリア州)	豪州	店舗及び 事務所	171	28	166	-	3,670	4,036	629

(注) 1 帳簿価額のうち「その他」は、無形固定資産(のれんを除く)及び建設仮勘定であります。なお、金額には消費税等は含まれておりません。

2 提出会社の本社の土地は福利厚生施設のものであります。

3【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度末における重要な設備の新設、除却等の計画は次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設等

平成30年2月28日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方法
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)	
提出会 社	直営店舗	日本	事業用設備等	3,600	-	自己資金及び借入 金
	本社及び事業本 部等	日本	新規システム等	400	-	自己資金及び借入 金

(注) 投資予定額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	400,000,000
計	400,000,000

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成30年2月28日)	提出日現在発行数(株) (平成30年5月31日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	106,888,000	106,888,000	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株
計	106,888,000	106,888,000	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成30年5月1日から、この有価証券報告書提出日までの新株予約権の権利行使により発行された株式数は含まれておりません。

#### (2)【新株予約権等の状況】

当事業年度において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第6回	
決議年月日	平成29年7月12日
新株予約権の数(個)	3,000(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	300,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	767(注)2
新株予約権の行使期間	自平成30年6月1日 至平成33年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 767 資本組入額 384(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(注)2 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行1株あたり株式数} \times \text{払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

- (注) 3 (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (注) 4 (1) 本新株予約権の割当を受けた者（以下、「受託者」という。）は、本新株予約権を行使することができず、受託者より本新株予約権の付与を受けた者（以下、「受益者」または「本新株予約権者」という。）のみが本新株予約権を行使できることとする。
- (2) 受益者は、平成30年2月期に係る有価証券報告書に記載される監査済みの当社連結損益計算書の営業利益が、下記各号に掲げる条件を満たした場合、満たした条件に応じて、交付を受けた本新株予約権のうち当該条件に応じた割合を乗じた本新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算定される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益等の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役ににて定めるものとする。
- (a) 100億円を超過している場合  
受益者が交付を受けた本新株予約権のうち 90%
- (b) 112億円を超過している場合  
受益者が交付を受けた本新株予約権のうち 95%
- (c) 136億円を超過している場合  
受益者が交付を受けた本新株予約権のうち 100%
- (3) 受益者が行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- (注) 5 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

- ( 2 ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- ( 3 ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記(注)1に準じて決定する。
- ( 4 ) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- ( 5 ) 新株予約権を行使することができる期間  
行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。
- ( 6 ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記(注)3に準じて決定する。
- ( 7 ) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ( 8 ) その他新株予約権の行使の条件  
上記(注)4に準じて決定する。
- ( 9 ) 新株予約権の取得事由及び条件
  - (a) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
  - (b) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記(注)4に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- ( 10 ) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第 7 回	
決議年月日	平成29年 7月12日
新株予約権の数(個)	5,000(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	500,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	767(注)2
新株予約権の行使期間	自 平成31年 6月 1日 至 平成34年 5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 767 資本組入額 384(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(注)2 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行1株あたり株式数} \times \text{払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

- (注) 3 (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (注) 4 (1) 本新株予約権の割当を受けた者(以下、「受託者」という。)は、本新株予約権を行使することができず、受託者より本新株予約権の付与を受けた者(以下、「受益者」または「本新株予約権者」という。)のみが本新株予約権を行使できることとする。
- (2) 受益者は、平成31年2月期に係る有価証券報告書に記載される監査済みの当社連結損益計算書の営業利益が、下記各号に掲げる条件を満たした場合、満たした条件に応じて、交付を受けた本新株予約権のうち当該条件に応じた割合を乗じた本新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算定される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益等の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役ににて定めるものとする。
- (a)136億円を超過している場合  
受益者が交付を受けた本新株予約権のうち 90%
- (b)155億円を超過している場合  
受益者が交付を受けた本新株予約権のうち 95%
- (c)175億円を超過している場合  
受益者が交付を受けた本新株予約権のうち100%
- (3) 受益者が行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- (注) 5 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記(注)1に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記(注)3に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件  
上記(注)4に準じて決定する。

( 9 ) 新株予約権の取得事由及び条件

(a)当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(b)新株予約権者が権利行使をする前に、上記（注）4に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第 8 回	
決議年月日	平成29年 7月12日
新株予約権の数(個)	12,000(注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,200,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	767(注) 2
新株予約権の行使期間	自 平成33年 6月 1日 至 平成36年 5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 767 資本組入額 384(注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

(注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、100株であります。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(注) 2 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行 1 株あたり株式数} \times \text{払込金額}}{\text{新規発行前の 1 株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

- (注) 3 (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (注) 4 (1) 本新株予約権の割当を受けた者(以下、「受託者」という。)は、本新株予約権を行使することができず、受託者より本新株予約権の付与を受けた者(以下、「受益者」または「本新株予約権者」という。)のみが本新株予約権を行使できることとする。
- (2) 受益者は、平成33年2月期に係る有価証券報告書に記載される監査済みの当社連結損益計算書の営業利益が、下記各号に掲げる条件を満たした場合、満たした条件に応じて、交付を受けた本新株予約権のうち当該条件に応じた割合を乗じた本新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算定される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益等の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役ににて定めるものとする。
- (a)200億円を超過している場合  
受益者が交付を受けた本新株予約権のうち 70%
- (b)225億円を超過している場合  
受益者が交付を受けた本新株予約権のうち 85%
- (c)250億円を超過している場合  
受益者が交付を受けた本新株予約権のうち100%
- (3) 受益者が行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- (注) 5 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記(注)1に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記(注)3に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件  
上記(注)4に準じて決定する。

( 9 ) 新株予約権の取得事由及び条件

(a)当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(b)新株予約権者が権利行使をする前に、上記（注）4に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

( 3 ) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】  
該当事項はありません。

( 4 ) 【ライツプランの内容】  
該当事項はありません。

( 5 ) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成25年5月1日 (注)	96,199	106,888	-	4,157	-	4,032

(注) 株式分割(1:10)によるものであります。

( 6 ) 【所有者別状況】

平成30年 2月28日現在

区分	株式の状況( 1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	25	29	41	158	14	5,306	5,573	-
所有株式数 (単元)		184,667	19,981	282,473	344,604	45	236,856	1,068,626	25,400
所有株式数の割合(%)	-	17.2	1.8	26.4	32.2	0.0	22.1	100.000	-

(注) 1. 自己株式5,480,470株は、「個人その他」に54,804単元、「単元未満株式の状況」に70株含めて記載をしております。

2. 「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ2単元及び20株含まれております。

(7) 【大株主の状況】

平成30年2月28日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社フォワード	東京都港区元麻布一丁目3番1-2703号	28,000	26.20
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	6,562	6.14
羽鳥 由宇介	東京都港区	5,400	5.05
羽鳥 貴夫	東京都港区	5,400	5.05
日本スタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	3,330	3.12
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG JASDEC HENDERSON HHF SICAV(常任代理人 香港上海銀行東京支店)	33 RUE DE GASPERICH, L-5826 HOWALD-HESPERANGE, LUXEMBOURG (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	2,904	2.72
JP MORGAN CHASE BANK 385632(常任代理人 株式会社みずほ銀行)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UK (港区港南二丁目15番1号 品川インターシティA棟)	1,969	1.84
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE IEDU UCITS CLIENTS NON LENDING 15 PCT TREATY ACCOUNT(常任代理人 香港上海銀行東京支店)	50 BANK STREET CANARY WH ARF LONDON E14 5NT, UK (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	1,904	1.78
THE BANK OF NEW YORK MELLON SA/NV 10(常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	RUE MONTOYERSTRAAT 46, 1000 BRUSSELS, BELGIUM (東京都千代田区丸の内二丁目7番1号)	1,527	1.43
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044(常任代理人 株式会社みずほ銀行)	225 LIBERTY STREET, NEW YORK, U. S. A (港区港南二丁目15番1号 品川インターシティA棟)	1,456	1.36
計	-	58,454	54.69

(注) 1. 上記所有株主数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 6,562千株

日本スタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 3,330千株

2. 上記のほか当社所有の自己株式5,480千株(所有割合5.13%)があります。

( 8 ) 【議決権の状況】  
【発行済株式】

平成30年 2月28日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 5,480,400	-	権利内容に何ら限定 のない当社における 標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 101,382,200	1,013,822	同上
単元未満株式	普通株式 25,400	-	同上
発行済株式総数	106,888,000	-	-
総株主の議決権	-	1,013,822	-

【自己株式等】

平成30年 2月28日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社 I D O M	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号東京ビルディング	5,480,400	-	5,480,400	5.13
計	-	5,480,400	-	5,480,400	5.13

( 9 ) 【ストックオプション制度の内容】  
該当事項はありません。

## 2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

### (1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	120	84,460
当期間における取得自己株式	-	-

(注)当期間における取得自己株式数には、平成30年5月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による株式は含まれておりません。

### (4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
保有自己株式数	5,480,470	-	5,480,470	-

(注)当期間における保有自己株式数には、平成30年5月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による株式ならびに新株予約権の行使による譲渡及び単元未満株式の買取請求による売渡しは含まれておりません。

### 3【配当政策】

当社の配当政策は、連結業績に連動して配当金を決定する「業績連動型配当」を基本方針としております。当社では、前連結会計年度末以後は、原則として、「前期の連結当期純利益（親会社株主に帰属する当期純利益）×30%」で算出される金額を配当総額とし、当期の1株当たり配当金を決定する方法を採用しております。この配当金決定方法では、既に確定した前期業績の実績をもとに当期の配当金を決定するため、当初公表する配当金予想は、原則として当初公表以後に修正することはありません。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金配当を行うことを基本方針としております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当事業年度につきましては、当該基本方針に基づき、平成30年5月30日開催の定時株主総会において、1株当たり3.5円の期末配当を決議しております。結果として、当期の1株当たり配当金は年間7.0円（中間3.5円、期末3.5円）とさせていただきます。

内部留保資金につきましては、将来における更なる利益拡大、企業価値向上を目指し、競争力の強化やサービスの向上を図るため、直営店の新規出店、新規事業開発、社内インフラの強化など、効果的かつ効率的な投資を行ってまいります。

当社は、「取締役会の決議によって、毎年8月31日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成29年10月12日 取締役会決議	354	3.5
平成30年5月30日 定時株主総会決議	354	3.5

### 4【株価の推移】

#### (1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第20期	第21期	第22期	第23期	第24期
決算年月	平成26年2月	平成27年2月	平成28年2月	平成29年2月	平成30年2月
最高(円)	7,560 834	1,031	1,323	1,459	888
最低(円)	3,750 505	720	885	490	566

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

2. 印は、株式分割(平成25年5月1日、1株10株)による権利落後の最高・最低株価を示しております。

#### (2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成29年9月	10月	11月	12月	平成30年1月	2月
最高(円)	715	867	844	847	888	789
最低(円)	642	676	757	786	732	656

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5【役員の状況】

男性 8名 女性 名 (役員のうち女性の比率 %)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役社長 (代表取締役)		羽鳥 由宇介	昭和46年1月20日生	平成7年7月 当社取締役就任 平成11年3月 当社常務取締役就任 平成13年2月 当社専務取締役就任 平成20年6月 当社代表取締役社長就任(現任) 平成21年5月 株式会社ジ・ワンファイナンシャルサービス代表取締役社長就任(現任) 平成22年6月 株式会社ガリバーインシュアランス代表取締役就任(現任) 平成24年11月 株式会社モトーレングローバル代表取締役社長就任(現任) 平成27年1月 株式会社Nakamitsu Motors代表取締役社長就任 平成27年8月 株式会社モトーレングランツ代表取締役社長就任(現任) 平成27年9月 Gulliver Australia Holdings Pty Ltd. Director(現任)	(注)3	5,400
取締役社長 (代表取締役)		羽鳥 貴夫	昭和47年6月12日生	平成7年7月 当社取締役就任 平成8年1月 株式会社フォワード設立 代表取締役就任(現任) 平成11年3月 当社常務取締役就任 平成18年5月 当社専務取締役就任 平成20年6月 当社代表取締役社長就任(現任)	(注)3	5,400
取締役		太田 勝	昭和39年9月25日生	平成9年3月 当社入社 平成20年4月 直営推進チームリーダー 平成21年4月 当社執行役員 平成26年10月 コンタクト事業推進チームリーダー 平成27年5月 リアル事業推進チームリーダー 平成28年5月 当社取締役就任(現任) 平成29年5月 エキスパート事業部チームリーダー(現任)	(注)3	0
取締役		杉江 潤	昭和31年6月23日生	昭和54年4月 大蔵省(現財務省)入省 平成19年7月 国税庁 調査査察部長 平成20年7月 関東信越国税局長 平成21年7月 国税庁 長官官房審議官(国際担当) 平成23年7月 東京国税局長 平成24年12月 株式会社証券保管振替機構 審議役 平成26年6月 同社常務取締役 株式会社ほふりクリアリング 常務取締役 平成27年7月 株式会社証券保管振替機構 常務執行役員 平成29年5月 当社取締役就任(現任) 平成30年4月 一般社団法人投資信託協会 副会長 専務理事(現任)	(注)3	
取締役		野田 公一	昭和41年1月11日生	昭和63年4月 株式会社三菱銀行(現株式会社三菱UFJ銀行)入行 平成10年6月 ハーバード大学経営大学院卒業 平成11年7月 株式会社インクス入社(現SOLEIZE株式会社) 平成16年7月 楽天株式会社入社 平成17年5月 同社執行役員マーケティングメンバーサービス部門長 平成18年9月 同社執行役員採用育成本部長 平成21年1月 同社執行役員金融業務室長 平成21年3月 楽天証券株式会社取締役 平成22年1月 ビットワレット株式会社(現楽天Edy株式会社)監査役 平成23年2月 楽天株式会社執行役員経営企画室長 平成25年2月 同社執行役員グローバル人事部長 平成28年12月 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス株式会社最高人財責任者(現任) 平成30年5月 当社取締役就任(現任)	(注)4	15

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
監査役		柳川 邦衛	昭和8年4月30日生	昭和33年4月 昭和44年1月 昭和50年9月 平成3年6月 平成9年6月 平成10年9月 平成13年1月 平成15年5月 平成19年11月 平成21年6月 平成23年7月  平成27年5月 平成27年6月 平成28年5月	伊藤忠商事株式会社入社 ユニオン光学株式会社入社 同社代表取締役社長 同社代表取締役会長 同社監査役 当社顧問 株式会社ジー・トレーディング顧問 同社取締役内部監査室長 株式会社ジー・レンタル取締役 同社代表取締役社長 ジー・アール株式会社代表取締役社長  同社代表取締役会長(現任) 公益財団法人和敬塾理事(現任) 当社監査役就任(現任)	(注)5	11
監査役		遠藤 政勝	昭和16年7月27日生	昭和39年4月 昭和51年4月  平成8年7月  平成10年7月 平成12年5月	パラマウント硝子工業株式会社入社 税理士事務所開業 株式会社若葉会計センター設立 代表取締役就任(現任) 東京マイカー販売株式会社 代表取締役就任  株式会社アサカ理研社外監査役就任 当社監査役就任(現任)	(注)5	162
監査役		中村 尋人	昭和38年5月19日生	平成5年7月  平成9年3月 平成11年11月  平成17年12月 平成20年5月	公認会計士・税理士山田淳一郎事務所(現:税理士法人山田&パートナーズ)入所 公認会計士登録 中村公認会計士事務所開設 所長(現任) 株式会社まんだらけ 社外監査役(現任) 当社監査役就任(現任)	(注)5	1
計							10,991

- (注) 1 取締役杉江潤及び野田公一は、社外取締役であります。なお、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
- 2 監査役遠藤政勝及び中村尋人は、社外監査役であります。なお、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
- 3 平成29年5月30日開催の定時株主総会の終結の時から2年間
- 4 平成30年5月30日開催の定時株主総会の終結の時から1年間
- 5 平成29年5月30日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
- 6 取締役社長羽鳥由宇介及び取締役社長羽鳥貴夫は、兄弟であります。
- 7 当社では、取締役会において決定した事項につき、担当取締役の指揮監督の下、取締役の業務を補佐する制度として、執行役員制度を導入しております。執行役員は、11名で構成されております。

## 6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

#### (1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、“Growing Together”を企業理念として掲げ、共存共栄の思想を原点に、当社のステークホルダー（株主、お客様、社員、パートナー、社会、当社グループに関わる全ての人々）に喜ばれ、高い満足度を提供する企業を目指しております。この実現のために、当社は株主価値の最大化を目指すべく、経営管理並びに経営監視機能の強化を図っていくことが肝要であると考えており、こうした考えのもとに、コーポレート・ガバナンスの充実を図っております。

当社は、取締役会及び監査役制度を中心にコーポレート・ガバナンスを形成しておりますが、急速な経営環境の変化に迅速に対応すべく、取締役会のスリム化の実現、並びに執行役員制度の導入をしております。また、スピーディーな経営の実現とともにディスクロージャーの充実とアカウンタビリティ（説明責任）の責務を十分に果たすことにより、企業の透明性を確保することが株主価値向上に重要な影響を与えることと認識し、取締役会及び監査役制度の経営体制の機能強化に加え、内部統制機能の強化、IRの強化を図っております。

引き続き、更なるコーポレート・ガバナンスの充実に向け、積極的に取り組んでいく所存であります。

#### (2) コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

##### 企業統治の体制

##### イ．企業統治の体制の概要

会社の意思決定機関としての取締役会につきましては平成30年5月31日現在5名の取締役（うち社外取締役2名）で構成され、経営上の重要事項を決定するとともに各取締役からの業務執行の報告を行っております。

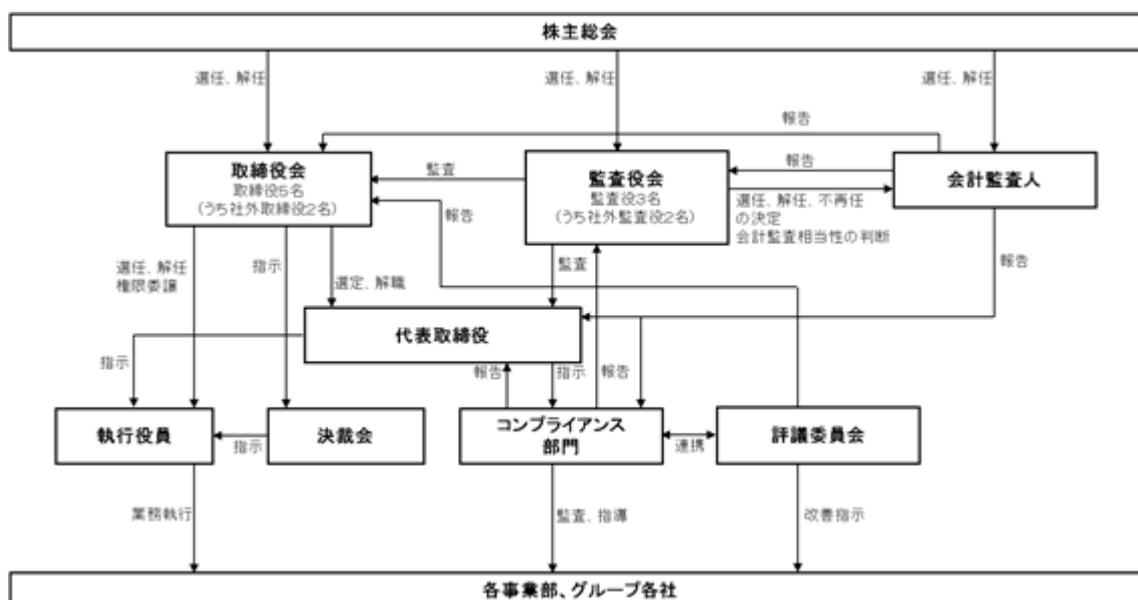
また、当社は監査役制度を採用しております。平成30年5月31日現在3名の監査役（うち社外監査役2名）の体制で、会計監査に関する実施状況の報告を適時受け、取締役会への出席や往査等の業務監査を適時行い、取締役の職務の執行を監査しております。

当社と社外監査役との取引関係その他の利害関係はありません。

##### ロ．当該体制を採用する理由

当社は、急速な経営環境の変化に迅速に対応すべく、取締役会のスリム化を実現させております。

社外取締役2名を含む取締役5名により構成する取締役会が、当社グループにおける企業活動のあらゆる領域を網羅し、スピード感をもって機動的に意思決定をしていく体制であり、現行体制が企業経営として効率的であると判断しております。



##### 内部統制システムの整備状況及びリスク管理システムの整備の状況

当社では、急速な経営環境の変化に迅速に対応すべく、経営意思決定の迅速化を図る目的で平成13年において取締役の員数を軽減し、同時に執行役員制度を導入し業務執行責任の明確化を図っております。さらに、弁護士及び会計監査人による外部の助言指導を受けるのみならず、社内法務部門の充実、内部監査体制の構築により経営監視システムの充実を図ってまいりました。

当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ．当社及びその子会社（以下「グループ各社」という。）における内部統制の構築を目指し、当社にグループ各社の内部統制に関する担当部門を設けると共に、当社及びグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達が効率的に行われるシステムを含む体制を構築いたします。
- ロ．当社の取締役、執行役員、チームリーダー及びグループ各社の取締役は、各部門の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有しております。
- ハ．当社は、関係会社管理規定により、グループ各社に対して、当社の経営方針、戦略等を徹底し、企業グループとしての最大成果を目指すと共に、経営上の重要事項については、当社の事前の承認又は当社への報告を義務付けております。
- ニ．当社の内部監査部門は、ガバナンス・プロセス及びリスク・マネジメント・コントロールの一環として、当社及び主要なグループ各社の内部監査を実施し、当社及び当該グループ各社の内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行います。

#### 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）または監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役または社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

#### 内部監査及び会計監査の状況

内部監査につきましては通常の業務執行部門とは独立した内部監査担当部署を設け、専従者が年度ごとに作成する監査計画書に基づき当社グループの経営諸活動のリスクマネジメントや内部統制の有効性、効率性について経営者への報告及び改善のための提言を行っております。

内部監査担当部署と監査役会、内部監査担当部署と会計監査人及び監査役会と会計監査人は定期的な情報交換により連携し、より多面的な視点からの監査体制の充実を図っております。

当社は優成監査法人と会社法及び金融商品取引法に基づく監査に係わる監査契約を締結しております。

当社と会計監査人優成監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、5,000万円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。

なお、当期において当社の会計監査業務を執行した公認会計士の氏名、継続関与年数、監査業務に係わる補助者の構成は以下のとおりです。

公認会計士の氏名等		所属する監査法人
業務執行社員	本間 洋一（継続関与年数2年）	優成監査法人
	鶴見 寛（継続関与年数1年）	
	小野 潤（継続関与年数5年）	

#### 監査業務に関わる補助者の構成

公認会計士 6人 公認会計士試験合格者 2人 その他 4人

#### 社外取締役及び社外監査役

当社の社外取締役は2名、社外監査役は2名であります。

当社は、社外取締役及び社外監査役（以下「社外役員」という。）が、会社法の定める要件を満たし、かつ、以下のいずれにも該当しないと判断される場合、社外役員は独立性を有しているものと判断します。

なお、以下のいずれかに該当するものであっても、当該人物の人格、見識等に照らし、当社の社外役員としてふさわしいと考える者については、当社は、当該人物が当社の社外役員としてふさわしいと考える理由を対外的に説明することを条件に、当該人物を当社の社外役員とすることができるものとします。

イ．当社の主要株主（直近の事業年度末における議決権保有比率が総議決権の10%以上である者）又はその株主が法人その他の団体（以下「法人等」という。）である場合における当該法人等の業務執行者（会社法施行規則第2条第3項第6号に定める業務執行者をいう。以下同じ。）である者

ロ．当社又は当社の連結子会社（以下「当社グループ」を主要な取引先とする者（その者の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払を当社グループから受けた者という。）又はその者が法人等である場合における当該法人等の業務執行者である者

- ハ．当社グループの主要な取引先（当社グループに対して、当社の直近事業年度における年間連結総売上高の2％以上の支払を行っている者を言う。）又はその者が法人等である場合における当該法人等の業務執行者である者
- ニ．当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者
- ホ．当社から役員報酬以外に、年間100万円を超える金銭その他の財産を得ている弁護士、公認会計士、税理士又はコンサルタント
- ヘ．当社から、自己の年間売上高の2％以上の支払を受けている法律事務所、監査法人（当社の会計監査人である監査法人を除く。）、税理士法人又はコンサルティングファームに所属する者
- ト．当社の主要な借入先（直近の事業年度に係る事業報告において主要な借入先として氏名又は名称が記載されている借入先をいう。）又はその借入先が法人等である場合における当該法人等の業務執行者である者
- チ．当社から年間100万円を超える寄付又は助成を受けている者又はその者が法人等である場合における当該法人等の業務執行者である者
- リ．最近3年間において、上記イ．からチ．のいずれかに該当していた者
- ヌ．上記イ．からリ．に該当する者（上記ホ．を除き、重要な者に限る。）の配偶者又は二親等内の親族
- ル．当社の子会社の業務執行者（社外監査役の場合には、業務執行者でない取締役を含む。以下同じ。）である者の配偶者又は二親等内の親族
- ロ．最近3年間において、当社又は当社の子会社の業務執行者の配偶者又は二親等内の親族

社外取締役杉江潤は、税務分野及び会計分野に関する高度な専門知識を有しており、加えて長年にわたる職歴を通じて幅広い経験と見識を有しているため、当社の経営全般において助言できるものと判断し、社外取締役として選任しております。

社外取締役野田公一は、上場企業の執行役員等の職歴を通じて、豊富な経験と知見を有しておりますので、これらを活かし、社外取締役として、当社の経営全般において助言をいただけるものと判断し、選任しております。

社外監査役遠藤政勝は、税理士として税務や会計に関する豊富な知識や経験を有し、当社の関係業界や事業内容についても精通しているため、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、社外監査役として選任しております。

社外監査役中村尋人は、公認会計士として財務や会計に関する豊富な知識や経験を有し、企業会計や企業法務にも精通し経営に関して高い見識を有しているため、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、社外監査役として選任しております。

なお、選任にあたっては、会社法や東京証券取引所の規則等を参考にしており、経歴や当社との関係を踏まえ、当社経営陣から独立した立場で職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを個別に判断しております。社外取締役及び社外監査役と当社との間には、特別の利害関係はなく、当社の一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断されることから、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

当社は、社外監査役が独立した立場から経営への監督と監視を的確かつ有効に実行できる体制を構築するため、コンプライアンスセクション等との連携の下、経営に関わる必要な資料の提供や事情説明を行う体制をとっております。また、その体制をスムーズに進行させるため、監査役がコンプライアンスセクション等と密に連携することで社内各部門からの十分な情報収集を行っております。これらを通して、社外監査役の独立した活動を支援しております。

なお、社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と、内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係については、取締役会、監査役会及び会計監査人による監査報告会等において適宜報告及び意見交換等により相互の連携を図りながら、監査の質的向上を図っております。

役員報酬等

イ. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック・ オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	107	83	-	20	3	3
監査役 (社外監査役を除く)	6	6	-	-	0	1
社外役員	13	13	-	-	0	4

ロ. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は定めておりません。

取締役選任の要件

当社は、取締役選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

また、取締役の選任決議は累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

株主総会の特別決議の要件

当社は、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う旨定款に定めております。これは株主総会の円滑な運営を目的とするものであります。

中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年8月31日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

取締役及び監査役の実任免除

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役会の決議を持って同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含み、業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

株式の保有状況

イ. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式  
該当事項はありません。

ロ. 保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度及び当事業年度における貸借対照表計上額の合計額並びに当事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益の合計額

区分	前事業年度 (百万円)	当事業年度(百万円)			
	貸借対照表計 上額の合計額	貸借対照表計 上額の合計額	受取配当金の 合計額	売却損益の合 計額	評価損益の合 計額
非上場株式	0	-	-	-	-

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく 報酬(百万円)	非監査業務に基づく報 酬(百万円)	監査証明業務に基づく 報酬(百万円)	非監査業務に基づく報 酬(百万円)
提出会社	24	33	26	11
連結子会社	-	-	-	-
計	24	33	26	11

【その他重要な報酬の内容】

(前連結会計年度)

当社及び当社の連結子会社であるBuick Holdings Pty Ltd.は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているCrowe Horwath Internationalのメンバーファームに対して、184千豪ドルの報酬を支払っております。

(当連結会計年度)

当社及び当社の連結子会社であるBuick Holdings Pty Ltd.は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているCrowe Horwath Internationalのメンバーファームに対して、232千豪ドルの報酬を支払っております。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前連結会計年度)

当社は、監査公認会計士等に対して、国際財務報告基準(I F R S)移行や海外子会社の内部統制に係る助言業務等について、対価を支払っております。

(当連結会計年度)

当社は、監査公認会計士等に対して、海外子会社の内部統制に係る助言業務等について、対価を支払っております。

【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、当社の規模及び事業の特性、監査日数等を勘案したうえで適切に決定しております。

## 第5【経理の状況】

### 1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(平成29年3月1日から平成30年2月28日まで)の連結財務諸表及び事業年度(平成29年3月1日から平成30年2月28日まで)の財務諸表について、優成監査法人による監査を受けております。

### 3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、会計基準等の内容を適切に把握し、改正等にも遺漏なく対応できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

## 1 【連結財務諸表等】

## (1) 【連結財務諸表】

## 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年2月28日)	当連結会計年度 (平成30年2月28日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	14,337	22,763
受取手形及び売掛金	4,655	5,709
商品	3 41,333	3 44,479
繰延税金資産	785	1,037
その他	2,717	3,203
貸倒引当金	64	239
<b>流動資産合計</b>	<b>63,765</b>	<b>76,955</b>
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物及び構築物	29,766	32,602
減価償却累計額	4 10,134	4 11,445
建物及び構築物(純額)	19,632	21,156
車両運搬具	312	64
減価償却累計額	100	15
車両運搬具(純額)	212	48
工具、器具及び備品	4,097	4,332
減価償却累計額	4 3,088	4 3,446
工具、器具及び備品(純額)	1,009	886
土地	218	218
建設仮勘定	961	777
<b>有形固定資産合計</b>	<b>22,033</b>	<b>23,088</b>
<b>無形固定資産</b>		
ソフトウェア	3,201	2,981
のれん	9,687	8,927
その他	4,024	3,688
<b>無形固定資産合計</b>	<b>16,914</b>	<b>15,597</b>
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	40	45
関係会社株式	1 247	1 2,150
長期貸付金	229	211
敷金及び保証金	5,033	5,541
建設協力金	5,214	5,643
繰延税金資産	361	504
その他	533	746
貸倒引当金	325	304
<b>投資その他の資産合計</b>	<b>11,334</b>	<b>14,539</b>
<b>固定資産合計</b>	<b>50,281</b>	<b>53,225</b>
<b>資産合計</b>	<b>114,047</b>	<b>130,181</b>

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年2月28日)	当連結会計年度 (平成30年2月28日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	₩ 12,317	₩ 14,327
短期借入金	3,408	1,201
未払金	3,885	3,845
未払法人税等	679	2,029
前受金	4,228	4,581
預り金	383	314
賞与引当金	651	815
商品保証引当金	1,149	871
その他の引当金	175	315
その他	2,602	3,597
流動負債合計	29,483	31,901
固定負債		
長期借入金	40,774	₩ 52,680
長期預り保証金	529	499
役員退職慰労引当金	188	-
資産除去債務	1,866	2,008
繰延税金負債	1,127	1,008
その他の引当金	425	395
その他	70	191
固定負債合計	44,983	56,784
負債合計	74,466	88,686
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,157	4,157
資本剰余金	4,032	4,032
利益剰余金	33,821	36,373
自己株式	3,947	3,947
株主資本合計	38,063	40,615
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	578	323
その他の包括利益累計額合計	578	323
新株予約権	5	3
非支配株主持分	934	551
純資産合計	39,581	41,494
負債純資産合計	114,047	130,181

## 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

## 【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)	当連結会計年度 (自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)
売上高	251,516	276,157
売上原価	1 190,383	1 210,298
売上総利益	61,133	65,859
販売費及び一般管理費	2 56,634	2 59,080
営業利益	4,498	6,779
営業外収益		
受取利息	39	55
受取損害賠償金	30	7
為替差益	174	-
その他	87	42
営業外収益合計	332	106
営業外費用		
支払利息	473	734
貸倒引当金繰入額	0	-
為替差損	-	69
持分法による投資損失	141	197
その他	55	86
営業外費用合計	670	1,087
経常利益	4,160	5,797
特別利益		
有形固定資産売却益	3 15	3 0
新株予約権戻入益	-	3
特別利益合計	15	4
特別損失		
固定資産除却損	4 215	4 182
減損損失	5 38	5 148
子会社株式評価損	4	-
貸倒引当金繰入額	113	165
役員退職慰労金	110	-
特別退職金	-	54
その他	0	30
特別損失合計	483	580
税金等調整前当期純利益	3,692	5,221
法人税、住民税及び事業税	1,829	2,482
法人税等調整額	130	476
法人税等合計	1,699	2,005
当期純利益	1,993	3,215
非支配株主に帰属する当期純損失( )	254	363
親会社株主に帰属する当期純利益	2,247	3,578

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)	当連結会計年度 (自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)
当期純利益	1,993	3,215
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	637	288
持分法適用会社に対する持分相当額	18	14
その他の包括利益合計	618	273
包括利益	2,611	2,941
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	2,808	3,323
非支配株主に係る包括利益	197	382

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日）

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	4,157	4,032	32,869	3,947	37,111
当期変動額					
持分法の適用範囲の変動			180		180
剰余金の配当			1,115		1,115
親会社株主に帰属する当期純利益			2,247		2,247
自己株式の取得				0	0
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	-	-	952	0	952
当期末残高	4,157	4,032	33,821	3,947	38,063

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計			
当期首残高	1	1	-	1,131	38,245
当期変動額					
持分法の適用範囲の変動					180
剰余金の配当					1,115
親会社株主に帰属する当期純利益					2,247
自己株式の取得					0
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	577	577	5	197	384
当期変動額合計	577	577	5	197	1,337
当期末残高	578	578	5	934	39,581

当連結会計年度（自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日）

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	4,157	4,032	33,821	3,947	38,063
当期変動額					
剰余金の配当			963		963
親会社株主に帰属する当期純利益			3,578		3,578
自己株式の取得				0	0
連結範囲の変動			63		63
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	-	-	2,552	0	2,552
当期末残高	4,157	4,032	36,373	3,947	40,615

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計			
当期首残高	578	578	5	934	39,581
当期変動額					
剰余金の配当					963
親会社株主に帰属する当期純利益					3,578
自己株式の取得					0
連結範囲の変動					63
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	254	254	1	382	639
当期変動額合計	254	254	1	382	1,913
当期末残高	323	323	3	551	41,494

## 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)	当連結会計年度 (自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益	3,692	5,221
減価償却費	2,964	3,044
のれん償却額	500	524
賞与引当金の増減額（は減少）	191	164
貸倒引当金の増減額（は減少）	125	154
商品保証引当金の増減額（は減少）	73	277
役員退職慰労引当金の増減額（は減少）	351	188
受取利息及び受取配当金	39	58
持分法による投資損益（は益）	141	197
支払利息	473	734
為替差損益（は益）	3	2
有形固定資産売却損益（は益）	14	0
固定資産除却損	215	182
減損損失	38	148
売上債権の増減額（は増加）	1,695	957
たな卸資産の増減額（は増加）	8,916	3,525
仕入債務の増減額（は減少）	2,299	2,280
未払消費税等の増減額（は減少）	229	879
その他	545	383
小計	1,197	8,902
利息及び配当金の受取額	39	58
利息の支払額	456	693
法人税等の支払額	3,018	1,278
営業活動によるキャッシュ・フロー	4,632	6,989
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	4,521	3,564
無形固定資産の取得による支出	2,084	658
資産除去債務の履行による支出	47	11
投資有価証券の取得による支出	24	7
貸付けによる支出	3	2
貸付金の回収による収入	5	37
敷金及び保証金の差入による支出	619	741
敷金及び保証金の回収による収入	121	230
建設協力金の支払による支出	1,271	906
建設協力金の回収による収入	376	510
定期預金の払戻による収入	27	-
関係会社株式の取得による支出	240	-
その他	22	199
投資活動によるキャッシュ・フロー	8,262	5,315

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)	当連結会計年度 (自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額（は減少）	1,363	2,207
長期借入れによる収入	18,000	12,000
長期借入金の返済による支出	161	95
自己株式の取得による支出	0	-
配当金の支払による支出	1,115	966
新株予約権の発行による収入	5	2
その他	-	0
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>18,092</b>	<b>8,731</b>
現金及び現金同等物に係る換算差額	18	19
<b>現金及び現金同等物の増減額（は減少）</b>	<b>5,214</b>	<b>10,387</b>
現金及び現金同等物の期首残高	9,122	14,337
<b>連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額（は減少）</b>	<b>-</b>	<b>1,960</b>
現金及び現金同等物の期末残高	14,337	22,763

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 12社

株式会社ガリバーインシュアランス

Gulliver USA, Inc.

Gulliver East, Inc.

東京マイカー販売株式会社

株式会社モーターレングローバル

株式会社モーターレングランツ

Gulliver Australia Holdings Pty Ltd.

Buick Holdings Pty Ltd.他4社

なお、前連結会計年度まで連結しておりました株式会社ジー・ワンファイナンシャルサービスは、重要性が低下したことから、当連結会計年度末において連結の範囲から除外しており、損益計算書のみ連結しております。

(2) 非連結子会社名

株式会社ジー・ワンファイナンシャルサービス

V-Gulliver Co.,Ltd.

Gulliver International New Zealand Co.,Ltd.

株式会社スマートコネクト

Gulliver Australia Pty Ltd.

ONE STOP COMPLIANCE AND REPAIR LIMITED

宜多夢湖北商貿有限公司

自動車履歴情報サービス合同会社

(連結範囲から除いた理由)

非連結子会社(株式会社ジー・ワンファイナンシャルサービス、V-Gulliver Co.,Ltd.、Gulliver International New Zealand Co.,Ltd.、株式会社スマートコネクト、Gulliver Australia Pty Ltd.、ONESTOP COMPLIANCE AND REPAIR LIMITED、宜多夢湖北商貿有限公司、自動車履歴情報サービス合同会社)は、小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金(持分に見合う額)等、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除いております。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用している非連結子会社及び関連会社の数 1社

Gulliver International New Zealand Co.,Ltd.

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社

株式会社ジー・ワンファイナンシャルサービス

日本自動車買取有限責任事業組合

V-Gulliver Co.,Ltd.

株式会社スマートコネクト

Gulliver Australia Pty Ltd.

ONE STOP COMPLIANCE AND REPAIR LIMITED

宜多夢湖北商貿有限公司

自動車履歴情報サービス合同会社

(持分法を適用しない理由)

持分法非適用会社は、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

### 3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、決算日が連結決算日（2月末日）と異なる会社は以下のとおりです。

（12月31日）

Gulliver USA, Inc.

Gulliver East, Inc.

株式会社モトーレングローバル

（3月31日）

株式会社モトーレングランツ

連結財務諸表作成にあたっては、Gulliver USA, Inc.、Gulliver East, Inc.、株式会社モトーレングローバルは決算日の差異が3ヶ月を超えないため、当該子会社の財務諸表を使用し、株式会社モトーレングランツは12月31日現在の仮決算に基づく財務諸表を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

### 4 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

イ その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法

ロ 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

たな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

イ 商品

車両

個別法による原価法

その他

先入先出法による原価法

ロ 貯蔵品

最終仕入原価法

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び車両運搬具に含まれるレンタル車両並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

また、海外子会社は主として定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物 10～34年

車両運搬具 2～6年

工具、器具及び備品 3～15年

無形固定資産（リース資産を除く）

・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

・商標権 主として20年の定額法によっております。

・ディーラーシップ権 20年の定額法によっております。

リース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成21年2月28日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

長期前払費用

定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

商品保証引当金

保証付車両の修繕による損失に備えるため、保証期間に係る保証見積り額を過去の実績に基づき計上しております。

その他の引当金

その他の引当金は、将来発生が見込まれる費用または損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。

イ リベートバック引当金

取引先のオートローンを利用した場合に受け取るリベートの将来の返金に備え、必要と認められる見積額を計上しております。

ロ 有給休暇引当金

海外子会社の一部において、将来の休暇につき、従業員が給与を受け取れる権利を行使される可能性が高いと認められる見積り額を計上しております。

ハ 返品調整引当金

将来に予想される返品に備えるため、過去の返品実績率に基づき、当該返品に伴う売上総利益相当額を計上しております。

(4) 連結財務諸表の作成の基礎となった連結会社の財務諸表の作成にあたって採用した重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部の為替換算調整勘定に含めております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

金利通貨スワップ取引については、一体処理（特例処理・振当処理）の要件を満たしているため、一体処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段...金利通貨スワップ

ヘッジ対象...外貨長期借入金及び利息

ヘッジ方針

当社の内規である「デリバティブ取引規程」に基づき、金利変動リスク、為替変動リスクをヘッジしております。

ヘッジ有効性評価の方法

金利通貨スワップの一体処理の適用要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

20年以内のその効果が及ぶ期間にわたり、定額法により償却しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引出可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

( 会計上の見積りの変更 )

( 商品保証引当金の見積り方法の変更 )

前連結会計年度まで、商品保証引当金については、保証付小売車両の修繕による損失に備えるため、保証期間に係る保証見積り額を過去の実績に基づき計上しておりましたが、修繕費及び保証継続期間の過去実績等に基づき、より精緻な見積りが可能となったため、当連結会計年度より見積りの変更を行いました。

この結果、従来の方と比べて、当連結会計年度の売上原価が364百万円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ同額増加しております。

( 追加情報 )

( 繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用 )

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」( 企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日 ) を当連結会計年度から適用しております。

( 役員退職慰労引当金の廃止 )

当社は、平成29年5月30日開催の第23回定時株主総会において、役員退職慰労金制度の廃止に伴う打切り支給を決議しております。

これに伴い、当社の「役員退職慰労引当金」の金額を取り崩し、打切りの支給額の未払い分191百万円を長期未払金として固定負債の「その他」に含めて表示しております。

(連結貸借対照表関係)

- 1 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年2月28日)	当連結会計年度 (平成30年2月28日)
関係会社株式	247百万円	2,150百万円

- 2 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約

当社グループは、効率的に運転資金を確保するため取引銀行8行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。

当連結会計年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメント契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年2月28日)	当連結会計年度 (平成30年2月28日)
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	37,172百万円	37,167百万円
借入実行残高	3,071	38
差引額	34,101	37,129

なお、上記のうち、貸出コミットメント契約(契約総額10,000百万円)には、以下の財務制限条項が付されております。

2016年2月期決算以降、各決算期の末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額を直前の決算期末日における連結の貸借対照表の純資産の部の金額の70%以上に維持すること。

2016年2月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する2期について、各年度の決算期における連結の損益計算書に示される営業損益が2期連続して損失とならないようにすること。

- 3 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年2月28日)	当連結会計年度 (平成30年2月28日)
商品	8,489	10,245
計	8,489	10,245

担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年2月28日)	当連結会計年度 (平成30年2月28日)
買掛金	8,745百万円	10,489百万円
計	8,745	10,489

- 4 有形固定資産の減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

- 5 シンジケートローン契約

当社は、平成29年3月15日付で、株式会社みずほ銀行をアレンジャーとしたシンジケートローン契約の締結をしております。

当連結会計年度末におけるシンジケートローン契約に係る借入残高は次のとおりであります。

長期借入金 12,000百万円

なお、上記シンジケートローン契約には、以下の財務制限条項が付されております。

2018年2月期決算以降、各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額を直前の決算期末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額の75%以上に維持すること。

2018年2月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する2期について、各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにすること。

(連結損益計算書関係)

- 1 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下げ後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	前連結会計年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)	当連結会計年度 (自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)
	205百万円	630百万円

- 2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)	当連結会計年度 (自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)
広告宣伝費	9,627百万円	9,137百万円
業務委託料	2,058	2,398
給料手当	14,823	16,412
賞与	2,382	2,646
賞与引当金繰入額	611	762
減価償却費	2,964	3,044
地代家賃	7,868	9,321

- 3 固定資産売却益

前連結会計年度(自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)  
固定資産売却益は、主に店舗設備等の売却によるものであります。

当連結会計年度(自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)  
固定資産売却益は、主に店舗設備等の売却によるものであります。

- 4 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)	当連結会計年度 (自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)
建物及び構築物	96百万円	116百万円
工具、器具及び備品	14	0
車両運搬具	0	0
ソフトウェア	103	65
計	215	182

5 当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

前連結会計年度（自 平成28年 3月 1日 至 平成29年 2月28日）

用途	種類	場所
営業店舗 1店舗	建物等	関東地方

当社グループは、原則として事業用資産のグルーピングを店舗単位で行っております。当連結会計年度において、収益性の低下した店舗資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（38百万円）として特別損失に計上しました。その内訳は、建物及び構築物38百万円、工具、器具及び備品0百万円であります。なお、当資産グループの回収可能価額は、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値により算定しており、その使用価値がマイナスであるものは回収可能価額を0円として評価しております。

当連結会計年度（自 平成29年 3月 1日 至 平成30年 2月28日）

用途	種類	場所
営業店舗 5店舗	建物等	関東地方、中部地方、近畿地方

当社グループは、原則として事業用資産のグルーピングを店舗単位で行っております。当連結会計年度において、収益性の低下した店舗資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（148百万円）として特別損失に計上しました。その内訳は、建物及び構築物138百万円、工具、器具及び備品9百万円であります。なお、当資産グループの回収可能価額は、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値により算定しており、その使用価値がマイナスであるものは回収可能価額を0円として評価しております。

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)	当連結会計年度 (自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)
為替換算調整勘定：		
当期発生額	637 百万円	288 百万円
持分法適用会社に対する持分相当額：		
当期発生額	18	14
その他の包括利益合計	618	273

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成28年3月1日至平成29年2月28日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(千株)	当連結会計年度増加株式数(千株)	当連結会計年度減少株式数(千株)	当連結会計年度末株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	106,888	-	-	106,888
合計	106,888	-	-	106,888
自己株式				
普通株式(注)	5,480	0	-	5,480
合計	5,480	0	-	5,480

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取による増加0千株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(千株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社(親会社)	平成28年第4回新株予約権(注)1、2	普通株式	-	900	-	900	3
	平成28年第5回新株予約権(注)1、2	普通株式	-	2,100	-	2,100	2
合計		-	-	3,000	-	3,000	5

(注) 1. 平成28年第4回新株予約権及び平成28年第5回新株予約権の当連結会計年度増加は、新株予約権の発行によるものであります。

2. 平成28年第4回新株予約権及び平成28年第5回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年5月26日 定時株主総会	普通株式	507	5.0	平成28年2月29日	平成28年5月27日
平成28年10月13日 取締役会	普通株式	608	6.0	平成28年8月31日	平成28年11月9日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年5月30日 定時株主総会	普通株式	608	利益剰余金	6.0	平成29年2月28日	平成29年5月31日

当連結会計年度（自 平成29年 3月 1日 至 平成30年 2月28日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数（千株）	当連結会計年度増加株式数（千株）	当連結会計年度減少株式数（千株）	当連結会計年度末株式数（千株）
発行済株式				
普通株式	106,888	-	-	106,888
合計	106,888	-	-	106,888
自己株式				
普通株式（注）	5,480	0	-	5,480
合計	5,480	0	-	5,480

（注）普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取による増加0千株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（千株）				当連結会計年度末残高（百万円）
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社 （親会社）	平成28年第4回新株予約権（注）2	普通株式	900	-	900	-	-
	平成28年第5回新株予約権（注）3	普通株式	2,100	-	-	2,100	2
	平成29年第6回新株予約権（注）1、2	普通株式	-	300	300	-	-
	平成29年第7回新株予約権（注）1、3	普通株式	-	500	-	500	0
	平成29年第8回新株予約権（注）1、3	普通株式	-	1,200	-	1,200	1
合計		-	3,000	2,000	1,200	3,800	3

（注）1. 平成29年第6回新株予約権、平成29年第7回新株予約権及び平成29年第8回新株予約権の当連結会計年度増加は、新株予約権の発行によるものであります。

2. 平成28年第4回新株予約権及び平成29年第6回新株予約権の当連結会計年度減少は、新株予約権の権利失効によるものであります。

3. 平成28年第5回新株予約権、平成29年第7回新株予約権及び平成29年第8回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成29年5月30日 定時株主総会	普通株式	608	6.0	平成29年2月28日	平成29年5月31日
平成29年10月12日 取締役会	普通株式	354	3.5	平成29年8月31日	平成29年11月9日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成30年5月30日 定時株主総会	普通株式	354	利益剰余金	3.5	平成30年2月28日	平成30年5月31日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)	当連結会計年度 (自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)
現金及び預金勘定	14,337百万円	22,763百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	-	-
現金及び現金同等物	14,337	22,763

2 重要な非資金取引の内容

(1) 新たに計上した重要な資産除去債務の額

	前連結会計年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)	当連結会計年度 (自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)
資産除去債務増加高	228百万円	119百万円

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引(借主側)

該当事項はありません。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(借主側)

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (平成29年2月28日)	当連結会計年度 (平成30年2月28日)
1年内	454	775
1年超	5,130	5,486
合計	5,585	6,261

(貸主側)

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (平成29年2月28日)	当連結会計年度 (平成30年2月28日)
1年内	90	80
1年超	103	144
合計	193	224

なお、未経過リース料は、全額転貸リース取引に係るものであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループの資金運用については、信用リスク、市場リスク、流動性リスク等の各種リスクを十分考慮したうえで元本の安全性及び資金の効率的活用を取組方針としております。また、資金調達についてはその時々を経済環境等の要因を勘案し、直接金融や間接金融等の調達手段の中で最適と考えられる調達手段を選択していくことを取組方針としております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融資産は、主として受取手形及び売掛金、長期貸付金、敷金及び保証金、建設協力金であります。

営業債権である受取手形及び売掛金、長期貸付金に係る顧客の信用リスクは、債権管理規定に沿ってリスク低減を図っております。

敷金及び保証金、建設協力金は、主に店舗賃貸借契約に係る敷金及び協力金であり、賃貸人の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の債権管理規定に従い、賃貸人ごとの残高管理を行うとともに、主な賃貸人の信用状況を把握する体制としております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが一年以内の支払期日であります。借入金の用途は運転資金及び設備投資資金であり、一部の借入金の金利変動リスク及び為替変動リスクに対して金利通貨スワップ取引を実施しております。なお、デリバティブはデリバティブ取引規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社グループでは、各社にて制定したリスク管理に関する諸規定において、具体的な各種リスクの管理方法や管理体制等を定めております。

信用リスクの管理

当社グループは、営業債権について、債権管理規定に沿ってリスクの低減を図っております。なお、そのほとんどが1年以内の短期間で決済されております。

デリバティブ取引については、取引の契約先は国際的に優良な金融機関に限定しており、契約不履行に係る信用リスクはほとんどないと判断しております。

市場リスクの管理

当社グループは、借入金に係る支払い金利の変動リスク及び為替変動リスクを抑制するために、金利通貨スワップ取引を利用しております。

投資有価証券については、定期的に発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、リスク管理のための事務取扱手続を制定し、取引実施部署において厳正な管理を行い、内部牽制機能が有効に作用する体制をとっております。

流動性リスクの管理

当社グループは、資金調達手段の多様化、複数の金融機関からの当座貸越枠の取得、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるもの及び重要性の乏しいものは、次表には含まれておりません（（注）2. 参照）。

前連結会計年度（平成29年2月28日）

	連結貸借対照表計上額 （百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 現金及び預金	14,337	14,337	-
(2) 受取手形及び売掛金	4,655	-	-
割賦利益繰延(*1)	1	-	-
	4,654	4,654	-
(3) 敷金及び保証金	5,033	4,892	141
(4) 建設協力金	5,214	5,054	159
(5) 長期貸付金	229	-	-
貸倒引当金	214	-	-
	14	13	0
資産計	29,254	28,953	301
(6) 買掛金	12,317	12,317	-
(7) 未払金	3,885	3,885	-
(8) 短期借入金	3,408	3,408	-
(9) 長期借入金	40,774	40,958	183
負債計	60,386	60,570	183

(\*1)割賦売掛金に係る割賦利益繰延（流動負債「その他」に含まれております）を控除しております。

当連結会計年度（平成30年2月28日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	22,763	22,763	-
(2) 受取手形及び売掛金	5,709	5,709	-
(3) 敷金及び保証金	5,541	5,399	141
(4) 建設協力金	5,643	5,503	139
(5) 長期貸付金	211	-	-
貸倒引当金	211	-	-
	-	-	-
資産計	39,658	39,376	281
(6) 買掛金	14,327	14,327	-
(7) 未払金	3,845	3,845	-
(8) 短期借入金	1,201	1,201	-
(9) 長期借入金	52,680	52,813	133
負債計	72,054	72,188	133

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金及び保証金並びに(4) 建設協力金

これらの時価の算定については、一定期間ごとに分類し、その将来のキャッシュ・フローを国債利回り等適切な指標による利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(5) 長期貸付金

長期貸付金の時価については、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

負 債

(6) 買掛金並びに(7) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(9) 長期借入金

借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位: 百万円)

区分	前連結会計年度 (平成29年2月28日)	当連結会計年度 (平成30年2月28日)
非上場株式	40	45
関係会社株式	247	2,150

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどが出来ず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしていません。

(注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(平成29年2月28日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	14,337	-	-	-
受取手形及び売掛金	4,600	55	-	-
敷金及び保証金	1,860	585	744	1,843
建設協力金	424	1,634	1,695	1,459
長期貸付金	-	14	214	-
合計	21,222	2,289	2,654	3,303

当連結会計年度(平成30年2月28日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	22,763	-	-	-
受取手形及び売掛金	5,709	-	-	-
敷金及び保証金	2,098	364	754	2,323
建設協力金	487	1,819	1,807	1,528
長期貸付金	-	179	31	-
合計	31,059	2,363	2,593	3,852

(注) 4 . 長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額  
前連結会計年度 (平成29年 2月28日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	3,408	-	-	-	-	-
長期借入金	-	94	12,000	10,680	-	18,000
合計	3,408	94	12,000	10,680	-	18,000

当連結会計年度 (平成30年 2月28日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	1,201	-	-	-	-	-
長期借入金	-	12,000	10,680	-	-	30,000
合計	1,201	12,000	10,680	-	-	30,000

(注) 5 . 当座貸越契約については、注記事項「2 . 連結貸借対照表に関する注記 2 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約」に記載しております。

(有価証券関係)

その他有価証券

前連結会計年度(平成29年2月28日)

その他有価証券は、すべて市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式(連結貸借対照表計上額40百万円)であります。

当連結会計年度(平成30年2月28日)

その他有価証券は、すべて市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式(連結貸借対照表計上額45百万円)であります。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前連結会計年度(平成29年2月28日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(平成30年2月28日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	豪ドル	414	-	0	0
合計		414	-	0	0

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

前連結会計年度(平成29年2月28日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利通貨スワップ の一体処理 (特例処理・振当処理)	金利通貨スワップ取引 変動受取・固定支払 米ドル受取・日本円支払	長期借入金	6,396	6,396	(注)

(注) 金利通貨スワップの一体処理(特例処理・振当処理)によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、長期借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度(平成30年2月28日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利通貨スワップ の一体処理 (特例処理・振当処理)	金利通貨スワップ取引 変動受取・固定支払 米ドル受取・日本円支払	長期借入金	6,396	6,396	(注)

(注) 金利通貨スワップの一体処理(特例処理・振当処理)によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、長期借入金の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、平成21年9月より確定拠出型退職給付制度として確定拠出型年金制度を採用しております。

2. 退職給付費用に関する事項

	前連結会計年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)	当連結会計年度 (自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)
確定拠出型退職給付制度に係る費用	75百万円	78百万円

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成29年2月28日)	当連結会計年度 (平成30年2月28日)
繰延税金資産(流動)		
商品保証引当金損金不算入額	353百万円	267百万円
賞与引当金損金算入限度超過額	201	251
商品評価損否認額	63	122
未払事業税否認額	58	155
貸倒引当金損金算入限度超過額	18	170
その他	95	178
繰延税金資産小計	790	1,146
評価性引当額	4	108
繰延税金資産合計	785	1,037
繰延税金資産(固定)		
繰越欠損金	601	1,002
貸倒引当金損金算入限度超過額	90	135
役員退職慰労引当金損金不算入額	57	58
固定資産除却損否認額	30	37
関係会社株式評価損	387	343
資産除去債務	566	608
減損損失	26	68
その他	110	133
繰延税金資産小計	1,870	2,389
評価性引当額	1,079	1,424
繰延税金資産合計	790	964
繰延税金負債と相殺	429	460
繰延税金資産純額	361	504
繰延税金負債(固定)		
資産除去債務に対応する除去費用	355	367
企業結合により識別された無形固定資産	1,201	1,101
繰延税金負債小計	1,557	1,469
繰延税金資産と相殺	429	460
繰延税金負債合計	1,127	1,008

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成29年2月28日)	当連結会計年度 (平成30年2月28日)
法定実効税率	33.1%	30.9%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.6	1.1
税額控除	5.4	3.4
住民税均等割	4.4	3.4
評価性引当金の増減	1.1	3.8
のれん償却額	3.7	3.1
持分法による投資損益	1.3	1.0
税率変更による期末繰延税金資産の修正	2.4	-
その他	6.2	1.5
税効果会計適用後の法人税等の負担率	46.0	38.4

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

施設用土地の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を建物等の耐用年数と同様として見積り、割引率は耐用年数等に応じた年数の国債の利回りを使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)	当連結会計年度 (自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)
期首残高	1,653百万円	1,866百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	228	119
時の経過による調整額	32	34
資産除去債務の履行による減少額	47	11
期末残高	1,866	2,008

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、当社の取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、主として中古車販売事業、新車販売事業及びこれらの付帯事業を行っております。また、現地法人はそれぞれ独立した経営単位であり、各地域の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社グループは地域別のセグメントから構成されており、「日本」、「豪州」、「その他」の3つを報告セグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益の数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)

(単位: 百万円)

	報告セグメント				調整額 (注) 2	合計
	日本	豪州	その他 (注) 1	計		
売上高						
外部顧客への売上高	209,316	40,596	1,603	251,516	-	251,516
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	209,316	40,596	1,603	251,516	-	251,516
セグメント利益又は損失( )	5,360	462	112	5,009	510	4,498
セグメント資産	100,274	14,118	457	114,850	802	114,047
その他の項目						
減価償却費	2,653	306	4	2,964	-	2,964
のれん償却額	-	-	-	-	500	500
減損損失	38	-	-	38	-	38
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	6,635	62	6	6,704	-	6,704

(注) 1. 「その他」の区分には、米国の事業を含んでおります。

2. セグメント利益又は損失( )の調整額 510百万円には、セグメント間取引消去 10百万円及びのれん償却額 500百万円が含まれております。

3. セグメント資産の調整額 802百万円には、セグメント間取引消去 10,490百万円及びのれんの調整額 9,687百万円が含まれております。

4. セグメント利益又は損失( )及びセグメント資産は、それぞれ連結財務諸表の営業利益及び資産合計と調整を行っております。

5. 減価償却費、有形固定資産及び無形固定資産の増加額には、それぞれ長期前払費用の償却額及び増加額が含まれております。

当連結会計年度(自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額 (注)2	合計
	日本	豪州	その他 (注)1	計		
売上高						
外部顧客への売上高	229,485	44,852	1,820	276,157	-	276,157
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	229,485	44,852	1,820	276,157	-	276,157
セグメント利益又は損失( )	7,921	767	165	7,319	540	6,779
セグメント資産	117,461	14,079	580	132,121	1,940	130,181
その他の項目						
減価償却費	2,728	311	4	3,044	-	3,044
のれん償却額	-	-	-	-	524	524
減損損失	148	-	-	148	-	148
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	4,268	106	5	4,380	-	4,380

(注)1. 「その他」の区分には、米国の事業を含んでおります。

2. セグメント利益又は損失( )の調整額 540百万円には、セグメント間取引消去 16百万円及びのれん償却額 524百万円が含まれております。

3. セグメント資産の調整額 1,940百万円には、セグメント間取引消去 10,867百万円及びのれんの調整額 8,927百万円が含まれております。

4. セグメント利益又は損失( )及びセグメント資産は、それぞれ連結財務諸表の営業利益及び資産合計と調整を行っております。

5. 減価償却費、有形固定資産及び無形固定資産の増加額には、それぞれ長期前払費用の償却額及び増加額が含まれております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

地域ごとの情報は、セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社 ユー・エス・エス	48,757百万円	日本

当連結会計年度（自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

地域ごとの情報は、セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社 ユー・エス・エス	36,955百万円	日本

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日）

（単位：百万円）

	日本	豪州	その他	全社・消去	合計
減損損失	38	-	-	-	38

当連結会計年度（自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日）

（単位：百万円）

	日本	豪州	その他	全社・消去	合計
減損損失	148	-	-	-	148

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)

(単位:百万円)

	日本	豪州	その他	全社・消去	合計
当期償却額	-	-	-	500	500
当期末残高	-	-	-	9,687	9,687

当連結会計年度(自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)

(単位:百万円)

	日本	豪州	その他	全社・消去	合計
当期償却額	-	-	-	524	524
当期末残高	-	-	-	8,927	8,927

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

前連結会計年度（自平成28年3月1日 至平成29年2月28日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所 有(被所有) 割合(%)	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主	(株)フォワード	東京都港区	10百万円	資産管理	(被所有) 直接 27.61	中古車の 販売 役員の兼 任	中古車の販 売	49	-	-

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 商品の取引価格等については、契約に定められている一般的取引条件によっております。
2. 取引金額には消費税等が含まれておりません。

当連結会計年度（自平成29年3月1日 至平成30年2月28日）

該当事項はありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度（自平成28年3月1日 至平成29年2月28日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所 有(被所有) 割合(%)	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	V-Gulliver Co.,Ltd	タイ王国	20百万 パーツ	タイ王国に おける中古 車事業	(所有) 直接 49.0	事業資金 の貸付 役員の兼 任	資金の貸付	-	長期 貸付金	188
							利息の受取	1	-	-
							貸倒引当金 繰入額	58	貸倒 引当金	188
子会社	Gulliver International New Zealand Co.,Ltd.	ニュージ ーランド	341千 NZドル	ニュージ ーランドに おける中古 車事業	(所有) 直接 100.0	中古車の 販売 事業資金 の貸付 役員の兼 任	中古車の販 売	916	売掛金	1,571

当連結会計年度（自平成29年3月1日 至平成30年2月28日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所 有(被所有) 割合(%)	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	V-Gulliver Co.,Ltd	タイ王国	20百万 パーツ	タイ王国に おける中古 車事業	(所有) 直接 49.0	事業資金 の貸付 役員の兼 任	資金の貸付	-	長期 貸付金	187
							利息の受取	3	短期 貸付金	9
							貸倒引当金 繰入額	165	貸倒 引当金	372
子会社	Gulliver International New Zealand Co.,Ltd.	ニュージ ーランド	341千 NZドル	ニュージ ーランドに おける中古 車事業	(所有) 直接 100.0	中古車の 販売 事業資金 の貸付 役員の兼 任	中古車の販 売	821	売掛金	1,517

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 商品の取引価格等については、契約に定められている一般的取引条件によっております。
2. 貸付金の金利は、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
3. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(ウ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度（自平成28年3月1日 至平成29年2月28日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自平成29年3月1日 至平成30年2月28日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有(被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員の近親者	羽鳥 兼市	-	-	役員の近親者	(被所有) 直接 1.0	中古車の販売	中古車の販売	28	-	-

(注)取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 商品の取引価格等については、契約に定められている一般的取引条件によっております。
2. 取引金額には消費税等が含まれておりません。

( 1 株当たり情報 )

前連結会計年度 (自 平成28年 3月 1日 至 平成29年 2月 28日)		当連結会計年度 (自 平成29年 3月 1日 至 平成30年 2月 28日)	
1株当たり純資産額	381.05円	1株当たり純資産額	403.71円
1株当たり当期純利益金額	22.17円	1株当たり当期純利益金額	35.29円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	22.16円	潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	-円

(注) 1 当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式がないため、記載しておりません。

2 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成28年 3月 1日 至 平成29年 2月 28日)	当連結会計年度 (自 平成29年 3月 1日 至 平成30年 2月 28日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	2,247	3,578
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	2,247	3,578
期中平均株式数(千株)	101,407	101,407
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	28	-
(うち新株予約権)	(28)	(-)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	-	平成28年10月13日取締役会決議の第4回新株予約権 (新株予約権の数 9,000個) 平成28年10月13日取締役会決議の第5回新株予約権 (新株予約権の数 21,000個) 平成29年7月12日取締役会決議の第6回新株予約権 (新株予約権の数 3,000個) 平成29年7月12日取締役会決議の第7回新株予約権 (新株予約権の数 5,000個) 平成29年7月12日取締役会決議の第8回新株予約権 (新株予約権の数 12,000個)

(重要な後発事象)  
該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	3,408	1,201	3.36	-
1年以内に返済予定の長期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定のリース債務	-	-	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	40,774	52,680	0.49	平成31年～39年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	-	-	-	-
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	44,183	53,881	-	-

(注) 1. 「平均利率」については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	12,000	10,680	-	-	30,000
合計	12,000	10,680	-	-	30,000

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

( 2 ) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

( 累計期間 )	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	当連結会計年度
売上高 ( 百万円 )	71,130	135,468	204,338	276,157
税金等調整前四半期 ( 当期 ) 純利益金額 ( 百万円 )	802	1,876	4,242	5,221
親会社株主に帰属する四半期 ( 当期 ) 純利益金額 ( 百万円 )	457	1,121	2,749	3,578
1 株当たり四半期 ( 当期 ) 純 利益金額 ( 円 )	4.51	11.06	27.11	35.29

( 会計期間 )	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
1 株当たり四半期純利益金額 ( 円 )	4.51	6.55	16.04	8.18

## 2【財務諸表等】

## (1)【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成29年2月28日)	当事業年度 (平成30年2月28日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	10,376	20,251
売掛金	3,665	3,734
商品	30,349	31,961
貯蔵品	101	104
前払費用	898	994
繰延税金資産	814	1,046
短期貸付金	443	434
その他	1,592	1,669
貸倒引当金	184	698
流動資産合計	48,057	59,497
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物	16,060	17,080
構築物	3,053	3,563
車両運搬具	10	7
工具、器具及び備品	780	677
土地	218	218
建設仮勘定	961	777
有形固定資産合計	21,085	22,325
<b>無形固定資産</b>		
商標権	0	0
ソフトウェア	3,199	2,961
その他	14	14
無形固定資産合計	3,214	2,976
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	0	-
関係会社株式	12,496	12,496
長期貸付金	14	-
関係会社長期貸付金	4,548	5,208
破産更生債権等	80	79
長期前払費用	338	529
敷金及び保証金	4,655	5,158
建設協力金	5,214	5,643
繰延税金資産	368	511
その他	110	127
貸倒引当金	640	466
投資その他の資産合計	27,186	29,289
固定資産合計	51,486	54,590
資産合計	99,544	114,088

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成29年2月28日)	当事業年度 (平成30年2月28日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	3,312	3,439
短期借入金	3,000	-
未払金	3,056	2,491
未払法人税等	558	1,812
未払消費税等	287	1,319
未払費用	1,276	1,325
前受金	4,165	4,502
預り金	304	233
賞与引当金	639	802
商品保証引当金	1,149	871
設備関係未払金	438	278
前受収益	88	133
その他の引当金	175	315
その他	1	3
流動負債合計	18,456	17,529
固定負債		
長期借入金	40,680	45,260
長期預り保証金	529	499
役員退職慰労引当金	188	-
資産除去債務	1,850	1,988
その他	-	191
固定負債合計	43,248	55,360
負債合計	61,705	72,889
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,157	4,157
資本剰余金		
資本準備金	4,032	4,032
資本剰余金合計	4,032	4,032
利益剰余金		
利益準備金	39	39
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	33,551	36,912
利益剰余金合計	33,591	36,952
自己株式	3,947	3,947
株主資本合計	37,833	41,194
新株予約権	5	3
純資産合計	37,839	41,198
負債純資産合計	99,544	114,088

## 【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)	当事業年度 (自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)
売上高	1 198,434	1 215,777
売上原価	1 147,268	1 160,057
売上総利益	51,166	55,720
販売費及び一般管理費		
広告宣伝費	9,064	8,536
給料及び手当	11,471	11,878
賞与引当金繰入額	611	762
減価償却費	2,514	2,649
地代家賃	7,532	8,778
役員退職慰労引当金繰入額	19	3
貸倒引当金繰入額	18	0
その他	15,400	16,189
販売費及び一般管理費合計	1 46,632	1 48,797
営業利益	4,534	6,922
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	47	368
受取損害賠償金	30	7
為替差益	175	-
その他	48	16
営業外収益合計	1 300	1 392
営業外費用		
支払利息	132	342
融資設定手数料	35	-
為替差損	-	87
その他	17	34
営業外費用合計	185	464
経常利益	4,649	6,851
特別利益		
固定資産売却益	2 11	-
新株予約権戻入益	-	3
特別利益合計	11	3
特別損失		
固定資産除却損	3 209	3 179
減損損失	38	148
子会社株式評価損	34	-
貸倒引当金繰入額	408	338
役員退職慰労金	110	-
その他	-	31
特別損失合計	801	696
税引前当期純利益	3,858	6,158
法人税、住民税及び事業税	1,395	2,209
法人税等調整額	95	375
法人税等合計	1,300	1,833
当期純利益	2,558	4,324

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日）

（単位：百万円）

	株主資本							新株予約権	純資産合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式			株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	4,157	4,032	4,032	39	32,108	32,148	3,947	36,390	-	36,390
当期変動額										
剰余金の配当					1,115	1,115		1,115		1,115
当期純利益					2,558	2,558		2,558		2,558
自己株式の取得							0	0		0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									5	5
当期変動額合計	-	-	-	-	1,442	1,442	0	1,442	5	1,448
当期末残高	4,157	4,032	4,032	39	33,551	33,591	3,947	37,833	5	37,839

当事業年度（自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日）

（単位：百万円）

	株主資本							新株予約権	純資産合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式			株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	4,157	4,032	4,032	39	33,551	33,591	3,947	37,833	5	37,839
当期変動額										
剰余金の配当					963	963		963		963
当期純利益					4,324	4,324		4,324		4,324
自己株式の取得							0	0		0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									1	1
当期変動額合計	-	-	-	-	3,361	3,361	0	3,361	1	3,359
当期末残高	4,157	4,032	4,032	39	36,912	36,952	3,947	41,194	3	41,198

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 其他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

2 たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

(1) 商品

車両

個別法による原価法

その他

先入先出法による原価法

(2) 貯蔵品

最終仕入原価法

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)及び車両運搬具に含まれるレンタル車両並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物 10～34年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) 長期前払費用

定額法によっております。

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 商品保証引当金

保証付車両の修繕による損失に備えるため、保証期間に係る保証見積り額を過去の実績に基づき計上しております。

(4) その他の引当金

リベートバック引当金

取引先のオートローンを利用した場合に受け取るリベートの将来の返金に備え、必要と認められる見積額を計上しております。

返品調整引当金

将来に予想される返品に備えるため、過去の返品実績率に基づき、当該返品に伴う売上総利益相当額を計上しております。

## 5 ヘッジ会計の方法

### (1) ヘッジ会計の方法

金利通貨スワップについては、一体処理（特例処理・振当処理）の要件を満たしておりますので、一体処理を採用しております。

### (2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・金利通貨スワップ

ヘッジ対象・・・外貨建長期借入金及び利息

### (3) ヘッジ方針

当社の内規である「デリバティブ取引規定」に基づき、金利変動リスク及び為替変動リスクをヘッジしております。

### (4) ヘッジの有効性評価の方法

金利通貨スワップの一体処理の適用要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。

## 6 その他財務諸表作成のための重要な事項

### (1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

### (2) リース取引会計基準の改正適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンスリース取引の会計処理方法

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

（会計上の見積りの変更）

（商品保証引当金の見積り方法の変更）

前事業年度まで、商品保証引当金については、保証付小売車両の修繕による損失に備えるため、保証期間に係る保証見積り額を過去の実績に基づき計上しておりましたが、修繕費及び保証継続期間の過去実績等に基づき、より精緻な見積りが可能となったため、当事業年度より見積りの変更を行いました。

この結果、従来の方と比べて、当事業年度の売上原価が364百万円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ同額増加しております。

（追加情報）

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

（役員退職慰労引当金の廃止）

当社は、平成29年5月30日開催の第23回定時株主総会において、役員退職慰労金制度の廃止に伴う打切り支給を決議しております。

これに伴い、当社の「役員退職慰労引当金」の金額を取り崩し、打切りの支給額の未払い分191百万円を長期未払金として固定負債の「その他」に含めて表示しております。

(貸借対照表関係)

1 保証債務

以下関係会社の金融機関等からの借入及び仕入債務に対し、債務保証を行っております。

	前事業年度 (平成29年2月28日)	当事業年度 (平成30年2月28日)
株式会社モーターレングランツ	761百万円	2,587百万円
株式会社モーターレングローバル	26	27
Buick Holdings Pty Ltd.	-	1,459
計	787	4,075

2 関係会社に対する資産及び負債

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成29年2月28日)	当事業年度 (平成30年2月28日)
短期金銭債権	3,160百万円	2,983百万円
短期金銭債務	133	353
長期金銭債権	4,548	5,208

3 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約

当社は、効率的に運転資金を確保するため取引銀行7行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。

当事業年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメント契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成29年2月28日)	当事業年度 (平成30年2月28日)
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	37,000百万円	37,000百万円
借入実行残高	3,000	-
差引額	34,000	37,000

なお、上記のうち、貸出コミットメント契約(契約総額10,000百万円)には、以下の財務制限条項が付されております。

2016年2月期決算以降、各決算期の末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額を直前の決算期末日における連結の貸借対照表の純資産の部の金額の70%以上に維持すること。

2016年2月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する2期について、各年度の決算期における連結の損益計算書に示される営業損益が2期連続して損失とならないようにすること。

4 シンジケートローン契約

当社は、平成29年3月15日付けで、株式会社みずほ銀行をアレンジャーとしたシンジケートローン契約の締結をしております。

当事業年度末におけるシンジケートローン契約に係る借入残高は次のとおりであります。

長期借入金 12,000百万円

なお、上記シンジケートローン契約には、以下の財務制限条項が付されております。

2018年2月期決算以降、各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額を直前の決算期末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額の75%以上に維持すること。

2018年2月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する2期について、各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにすること。

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)	当事業年度 (自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)
売上高	3,436百万円	2,948百万円
仕入高	1,737	4,058
販売費及び一般管理費	403	536
営業取引以外の取引高	20	334

2 固定資産売却益

前事業年度(自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)

固定資産売却益は、主に店舗設備等の売却によるものであります。

当事業年度(自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)

該当事項はありません。

3 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)	当事業年度 (自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)
建物及び構築物	91百万円	113百万円
工具、器具及び備品	13	0
車両運搬具	0	0
ソフトウェア	103	65
計	209	179

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、子会社株式及び関連会社株式の時価を記載しておりません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりです。

(単位：百万円)

区分	前事業年度 (平成29年2月28日)	当事業年度 (平成30年2月28日)
子会社株式	12,496	12,496
関連会社株式	-	-

( 税効果会計関係 )

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成29年2月28日)	当事業年度 (平成30年2月28日)
<b>繰延税金資産 (流動)</b>		
商品評価損否認額	63百万円	122百万円
賞与引当金損金算入限度超過額	197	247
商品保証引当金損金不算入額	353	267
貸倒引当金損金算入限度超過額	56	215
未払事業税否認額	53	140
その他	90	154
繰延税金資産小計	814	1,148
評価性引当額	-	101
繰延税金資産合計	814	1,046
<b>繰延税金資産 (固定)</b>		
関係会社株式評価損	356百万円	343百万円
貸倒引当金損金算入限度超過額	196	143
役員退職慰労引当金損金不算入額	57	58
固定資産除却損否認額	12	19
資産除去債務	566	608
減損損失	26	68
その他	54	59
繰延税金資産小計	1,270	1,302
評価性引当額	546	422
繰延税金資産合計	723	879
繰延税金負債との相殺	355	367
繰延税金資産純額	368	511
<b>繰延税金負債 (固定)</b>		
資産除去債務に対応する除去費用	355百万円	367百万円
繰延税金負債小計	355	367
繰延税金資産との相殺	355	367
繰延税金負債合計	-	-

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度（自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

当事業年度（自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

（企業結合等関係）

該当事項はありません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

区分	資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	減価償却累計額 (百万円)
有形固定資産	建物	22,503	2,227	117	1,136 (114)	24,613	7,532
	構築物	5,496	1,044	75	491 (24)	6,465	2,901
	車両運搬具	16	-	-	3	16	9
	工具、器具及び備品	3,757	262	23	362 (9)	3,996	3,318
	土地	218	-	-	-	218	-
	建設仮勘定	961	777	961	-	777	-
	計	32,953	4,312	1,177	1,994 (148)	36,088	13,762
無形固定資産	商標権	4	-	-	0	4	4
	ソフトウェア	6,349	700	495	748	6,553	3,592
	その他	14	-	-	-	14	-
	計	6,367	700	495	748	6,572	3,596

(注) 1. 当期増加額のうち、主なものは次のとおりであります。

資産の種類	設備の内容	金額(百万円)
建物	直営店舗の新規出店・移転等	2,227

2. 「当期償却額」欄の( )内は内書きで、減損損失の計上額であります。
3. 減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。
4. 「当期首残高」及び「当期末残高」については、取得価額により記載しております。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	824	403	63	1,164
賞与引当金	639	802	639	802
商品保証引当金	1,149	91	369	871
役員退職慰労引当金	188	3	192	-
その他の引当金	175	140	-	315

( 2 ) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

( 3 ) 【その他】

該当事項はありません。

## 第 6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	3月1日より2月末日まで
定時株主総会	5月中
基準日	2月末日
剰余金の配当の基準日	8月31日 2月末日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り（注）	
取扱場所	（特別口座） 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	（特別口座） 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	1件/無料
公告掲載方法	電子公告で行う。 ただし、やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載して行う。 （ホームページアドレス <a href="https://221616.com/idom/investor/">https://221616.com/idom/investor/</a> ）
株主に対する特典	該当事項はありません。

（注） 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利並びに単元未満株式の売渡請求をする権利以外の権利を有していません。

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

有価証券報告書 及びその添付書類 並びに確認書	事業年度 (第23期)	自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日	平成29年5月31日 関東財務局長に提出。
内部統制報告書 及びその添付書類			平成29年5月31日 関東財務局長に提出。
四半期報告書 及び確認書	第24期 第1四半期	自 平成29年3月1日 至 平成29年5月31日	平成29年7月12日 関東財務局長に提出。
有価証券届出書			平成29年7月12日 関東財務局長に提出。
四半期報告書 及び確認書	第24期 第2四半期	自 平成29年6月1日 至 平成29年8月31日	平成29年10月13日 関東財務局長に提出。
四半期報告書 及び確認書	第24期 第3四半期	自 平成29年9月1日 至 平成29年11月30日	平成30年1月12日 関東財務局長に提出。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成30年 5 月30日

株式会社 I D O M

取締役会 御中

優成監査法人

指 定 社 員 公認会計士 本間 洋一 印  
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 鶴見 寛 印  
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 小野 潤 印  
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社 I D O Mの平成29年3月1日から平成30年2月28日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 I D O M及び連結子会社の平成30年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社 I D O Mの平成30年2月28日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、株式会社 I D O Mが平成30年2月28日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
  2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成30年5月30日

株式会社I D O M

取締役会 御中

### 優成監査法人

指 定 社 員  
業務執行社員 公認会計士 本間 洋一 印

指 定 社 員  
業務執行社員 公認会計士 鶴見 寛 印

指 定 社 員  
業務執行社員 公認会計士 小野 潤 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社I D O Mの平成29年3月1日から平成30年2月28日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社I D O Mの平成30年2月28日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
  2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。